

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

会津若松市における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 に示すとおりである。人口は減少傾向にあり、世帯数は令和 2 年度をピークに減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区分	年月日	世帯数	人口		
			総数	男	女
会津若松市	平成 30 年 4 月 1 日	49,621	121,068	57,865	63,203
	平成 31 年 4 月 1 日	49,800	119,876	57,328	62,548
	令和 2 年 4 月 1 日	50,087	118,643	56,775	61,868
	令和 3 年 4 月 1 日	48,966	116,450	55,677	60,773
	令和 4 年 4 月 1 日	49,005	114,980	55,044	59,936

〔「会津若松市の統計情報」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

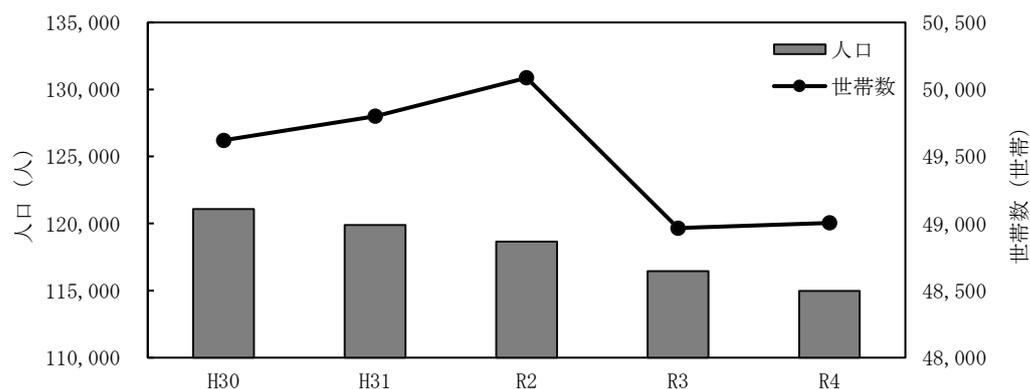


図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

〔「会津若松市の統計情報」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

2. 産業の状況

福島県及び会津若松市における、平成 28 年 6 月 1 日現在の産業別就業者数及び割合は表 3.2-2 に示すとおりである。会津若松市における産業別就業者割合は、第三次産業の占める割合が最も高い。

表 3.2-2 産業別就業者数及び割合

産業分類		福島県 平成 28 年 6 月 1 日		会津若松市 平成 28 年 6 月 1 日	
		事業所数	就業者数	事業所数	就業者数
産業	総数	85,960	806,130	6,535	58,957
第一次産業	農林漁業	640	7,626	29	375
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	59	529	3	43
	建設業	10,250	79,858	640	4,260
	製造業	7,127	163,815	483	9,511
第三次産業	電気・ガス、熱供給、水道業	120	4,386	12	498
	情報通信業	542	6,973	49	395
	運輸業、郵便業	1,920	40,938	101	2,385
	卸売業、小売業	22,064	154,720	1,736	12,227
	金融業、保険業	1,477	18,704	122	1,471
	不動産業、物品賃貸業	4,736	14,535	403	1,271
	学術研究、専門・技術サービス業	3,089	19,532	240	1,134
	宿泊業、飲食、サービス業	10,566	69,191	958	6,331
	生活関連サービス業、娯楽業	8,246	34,334	669	2,979
	教育、学習支援業	2,310	18,238	197	1,597
	医療、福祉	6,133	99,733	416	9,004
	複合サービス事業	692	8,550	37	555
	サービス業(他に分類されないもの)	5,989	64,468	440	4,921

〔「福島県統計年鑑 2022」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
「会津若松市の市勢統計データ」(会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

(1) 農業

「福島県統計年鑑」によると、福島県及び会津若松市における農家数及び販売農家人口は表 3.2-3 に示すとおりであった。

表 3.2-3(1) 農家数及び販売農家人口（福島県）

年次		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総農家数（戸）		96,598	75,338	62,673
自給的農家（戸）		26,078	23,068	21,613
販売農家（戸）		70,520	52,270	41,060
販売農家世帯員数（人）		310,611	212,372	統計データなし
専業農家（戸）		13,004	12,078	統計データなし
兼業農家	総数（戸）	57,516	40,192	統計データなし
	第 1 種（戸）	9,357	6,279	統計データなし
	第 2 種（戸）	48,159	33,913	統計データなし
主業農家（戸もしくは経営体）		12,746	9,026	7,331
65 歳未満の農業専従者がいる		10,438	7,236	5,809
準主業農家（戸もしくは経営体）		23,617	13,628	7,376
65 歳未満の農業専従者がいる		8,289	4,637	2,476
副業的農家（戸もしくは経営体）		34,157	29,616	26,964

備考：主業農家、準主業農家、副業的農家について、平成 22 年と平成 27 年は戸数、令和 2 年は経営体数を示す。

〔「福島県統計年鑑 2012、2017、2022」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-3(2) 農家数及び販売農家人口（会津若松市）

年次		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総農家数（戸）		3,290	2,842	2,412
自給的農家（戸）		699	716	721
販売農家（戸）		2,591	2,126	1,691
販売農家世帯員数（人）		11,515	8,880	統計データなし
専業農家（戸）		496	542	統計データなし
兼業農家	総数（戸）	2,095	1,584	統計データなし
	第 1 種（戸）	502	346	統計データなし
	第 2 種（戸）	1,593	1,238	統計データなし
主業農家（戸もしくは経営体）		651	521	427
65 歳未満の農業専従者がいる		518	423	341
準主業農家（戸もしくは経営体）		976	670	325
65 歳未満の農業専従者がいる		386	249	120
副業的農家（戸もしくは経営体）		964	935	966

備考：主業農家、準主業農家、副業的農家について、平成 22 年と平成 27 年は戸数、令和 2 年は経営体数を示す。

〔「福島県統計年鑑 2017、2022」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）

「農林業センサス農林業経営体調査_会津若松市の結果報告書（2015 年、2020 年）」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

(2) 林業

「福島県統計年鑑」によると、福島県及び会津若松市における林野面積は表 3.2-4 に示すとおりである。令和元年における福島県の林野面積計は 973,305ha であり、そのうち会津若松市の林野面積計は 20,937ha であった。

表 3.2-4(1) 所有形態別林野面積（福島県）

(単位：ha)

年度	総数	国有林			民有林								
		林野庁所管	官行造林	その他官公庁	公有林				私有林				森林整備センター
					県	公社	市町村	財産区	会社	寺社	慣行共有	個人・その他	
平成27年	975,299	404,155	2,132	2,204	10,275	15,788	43,623	24,738	27,426	4,343	139,843	288,380	12,391
平成28年	974,223	404,138	2,132	2,204	10,099	15,759	44,566	26,071	27,572	4,409	139,491	285,853	11,931
平成29年	974,223	404,138	2,132	2,204	10,099	15,759	44,566	26,071	27,572	4,409	139,491	285,853	11,931
平成30年	973,287	404,138	2,132	2,204	10,110	15,893	44,599	26,454	28,080	4,455	139,251	284,006	11,964
令和元年	973,305	404,128	2,132	2,204	10,101	15,886	44,601	26,455	28,068	4,450	139,188	284,131	11,960

〔「福島県統計年鑑 2022」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-4(2) 所有形態別林野面積（会津若松市）

(単位：ha)

年度	総数	国有林			民有林								
		林野庁所管	官行造林	その他官公庁	公有林				私有林				森林整備センター
					県	公社	市町村	財産区	会社	寺社	慣行共有	個人・その他	
平成27年	20,937	5,704	0	-	55	508	313	11	1,199	80	3,678	9,092	297
平成28年	20,937	5,704	0	-	55	508	313	12	1,199	80	3,678	9,091	297
平成29年	20,937	5,704	-	-	55	508	313	12	1,199	80	3,678	9,091	297
平成30年	20,937	5,704	-	-	55	508	313	12	1,199	80	3,678	9,091	297
令和元年	20,937	5,704	-	-	55	508	313	12	1,199	80	3,678	9,091	297

注：「-」は該当する数値のないものを示す。

〔「福島県統計年鑑 2018、2019、2020、2021、2022」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

(3) 商業

「福島県統計年鑑」によると、福島県及び会津若松市における事業所数及び従業員数は表 3.2-5 に示すとおりである。平成 28 年度における会津若松市の年間商品販売額は、324,216 百万円であった。

表 3.2-5(1) 商業の状況（福島県）

年度	合計			卸売業計			小売業計		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成 16 年	28,644	171,586	4,720,635	5,407	42,033	2,641,859	23,237	129,553	2,078,776
平成 19 年	26,124	164,752	4,670,152	4,869	39,146	2,631,244	21,255	125,606	2,038,908
平成 24 年	22,512	145,399	3,686,025	4,847	39,330	1,982,050	17,665	109,069	1,703,976
平成 28 年	22,064	151,436	4,900,851	5,022	38,737	2,716,855	17,042	112,699	2,183,996

「福島県統計年鑑 2022」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「平成 28 年経済センサスー活動調査」（総務省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

表 3.2-5(2) 商業の状況（会津若松市）

年度	合計			卸売業計			小売業計		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成 16 年	2,026	12,673	328,118	533	3,814	175,558	1,493	8,859	152,560
平成 19 年	2,008	13,123	313,754	493	3,515	151,966	1,515	9,608	161,788
平成 24 年	1,813	11,724	275,707	474	3,256	142,498	1,339	8,468	133,209
平成 28 年	1,736	12,074	324,216	464	3,492	161,866	1,272	8,582	162,350

「福島県統計年鑑、2009、2012、2022」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「平成 28 年経済センサスー活動調査」（総務省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

(4) 工業

「福島県統計年鑑」によると、福島県及び会津若松市における事業所数及び従業員数は表 3.2-6 に示すとおりである。平成 30 年度における会津若松市の製造品出荷額等は、24,258,626 万円であった。

表 3.2-6(1) 工業の状況（福島県）

年度	事業所数			従業者数 総数	製造品出荷額等			有形固定資産 (従業者 30 人以上の事業所)			生産額	付加価値額
	総数	従業者規模			総額	製造品 出荷額	加工賃 収入額	取得額		減価償却額		
		30 人以上	4 人以上 29 人以下	土地				その他				
平成 26 年	3,798	1,034	2,764	152,768	509,899,927	456,455,908	18,643,631	403,579	20,462,452	15,057,894	477,217,684	161,505,112
平成 27 年	3,971	1,022	2,949	150,230	491,572,565	438,328,888	19,071,222	94,230	18,410,853	14,499,629	448,013,573	161,825,695
平成 28 年	3,620	1,026	2,894	154,979	497,786,125	435,643,363	19,497,912	271,680	18,307,598	14,643,083	454,892,217	163,975,814
平成 29 年	3,559	1,048	2,511	158,584	512,037,545	443,687,045	19,771,976	881,965	19,577,897	14,392,631	464,679,527	174,129,437
平成 30 年	3,518	1,070	2,448	160,549	524,646,495	463,707,078	21,954,284	353,969	27,865,569	16,677,135	487,548,368	175,360,773

〔「福島県統計年鑑 2022」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

表 3.2-6(2) 工業の状況（会津若松市）

年度	事業所数			従業者数 総数	製造品出荷額等			有形固定資産 (従業者 30 人以上の事業所)			生産額	付加価値額
	総数	従業者規模			総額	製造品 出荷額	加工賃 収入額	取得額		減価償却額		
		30 人以上	4 人以上 29 人以下	土地				その他				
平成 26 年	199	48	151	8,513	21,223,646	20,181,326	688,231	105,800	1,247,344	576,731	21,081,176	6,089,487
平成 27 年	204	49	155	8,805	23,056,963	22,007,856	647,287	×	680,009	641,983	22,502,993	7,053,830
平成 28 年	190	47	143	8,947	21,327,478	19,788,890	807,468	61,968	902,912	733,504	20,395,863	6,900,921
平成 29 年	192	42	150	9,058	22,971,574	21,405,184	856,994	25,815	722,864	600,030	22,215,537	7,057,817
平成 30 年	184	41	143	9,186	24,258,626	21,348,267	2,317,208	X	872,163	683,982	23,669,359	7,541,229

注：「×」は公表できない数値を示す。

〔「福島県統計年鑑 2018～2022」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
「会津若松市の市勢統計データ」(会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

「福島県統計年鑑」によると、福島県及び会津若松市における地目別土地利用の現況は表 3.2-7 及び図 3.2-2 に示すとおりである。令和 3 年における会津若松市の土地利用状況は、山林の占める割合が最も多く 44.4%であり、次いで田が 15.3%、池沼が 7.6%であった。

表 3.2-7(1) 地目別土地利用の現況（福島県）

(単位：千 m²)

区分	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数	
年次	平成 29	1,117,119	773,186	484,905	6	56,886	6,544,824	46,215	389,555	296,692	4,057,124	13,766,512
		8.1%	5.6%	3.5%	0.0%	0.4%	47.5%	0.3%	2.8%	2.2%	29.5%	100%
	平成 30	1,112,903	768,088	489,052	6	56,894	6,571,762	44,878	390,044	299,627	4,066,276	13,799,531
		8.1%	5.6%	3.5%	0.0%	0.4%	47.6%	0.3%	2.8%	2.2%	29.5%	100%
	平成 31	1,110,059	763,271	493,671	6	56,949	6,561,993	43,842	392,208	303,684	4,041,789	13,767,473
		8.1%	5.5%	3.6%	0.0%	0.4%	47.7%	0.3%	2.8%	2.2%	29.4%	100%
	令和 2	1,104,483	755,512	492,726	6	56,983	6,572,402	43,966	395,951	309,223	3,990,659	13,721,910
		8.0%	5.5%	3.6%	0.0%	0.4%	47.9%	0.3%	2.9%	2.3%	29.1%	100%
	令和 3	1,101,103	751,042	493,909	6	57,001	6,444,797	43,348	397,481	316,085	3,796,633	13,401,404
		8.2%	5.6%	3.7%	0.0%	0.4%	48.1%	0.3%	3.0%	2.4%	28.3%	100%

注：1. 「－」は該当数値のないことを示す。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「福島県統計年鑑 2018～2022」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

表 3.2-7(2) 地目別土地利用の現況（会津若松市）

(単位：千 m²)

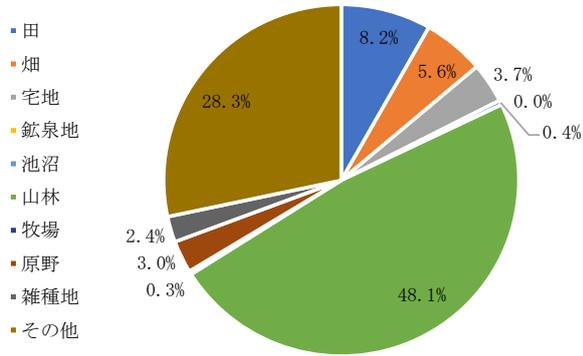
区分	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数	
年次	平成 29	59,023	14,215	22,537	0	29,185	169,791	0	7,773	23,355	57,110	382,990
		15.4%	3.7%	5.9%	0.0%	7.6%	44.3%	0.0%	2.0%	6.1%	14.9%	100%
	平成 30	58,964	14,123	22,661	0	29,166	169,845	0	7,821	23,300	57,109	382,990
		15.4%	3.7%	5.9%	0.0%	7.6%	44.3%	0.0%	2.0%	6.1%	14.9%	100%
	平成 31	58,882	14,047	22,706	0	29,166	169,839	0	7,912	23,328	57,109	382,990
		15.4%	3.7%	5.9%	0.0%	7.6%	44.3%	0.0%	2.1%	6.1%	14.9%	100%
	令和 2	58,747	13,887	22,747	0	29,166	169,932	0	8,095	23,307	57,110	382,990
		15.3%	3.6%	5.9%	0.0%	7.6%	44.4%	0.0%	2.1%	6.1%	14.9%	100%
	令和 3	58,691	13,853	22,770	0	29,166	169,940	0	8,142	23,229	57,198	382,990
		15.3%	3.6%	5.9%	0.0%	7.6%	44.4%	0.0%	2.1%	6.1%	14.9%	100%

注：1. 「－」は該当数値のないことを示す。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「福島県統計年鑑 2018～2022」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

令和3年土地利用状況（福島県）



令和3年土地利用状況（会津若松市）

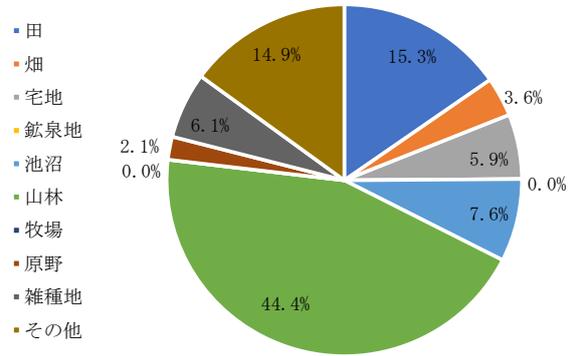


図 3.2-2 福島県及び会津若松市の土地利用状況（令和3年）

〔「福島県統計年鑑 2022」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲の都市地域は図 3.2-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は図 3.2-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲の森林地域及び国有林は図 3.2-5 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲の「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく用途地域は図 3.2-6 に示すとおりであり、対象事業実施区域の北西部に用途地域が分布している。

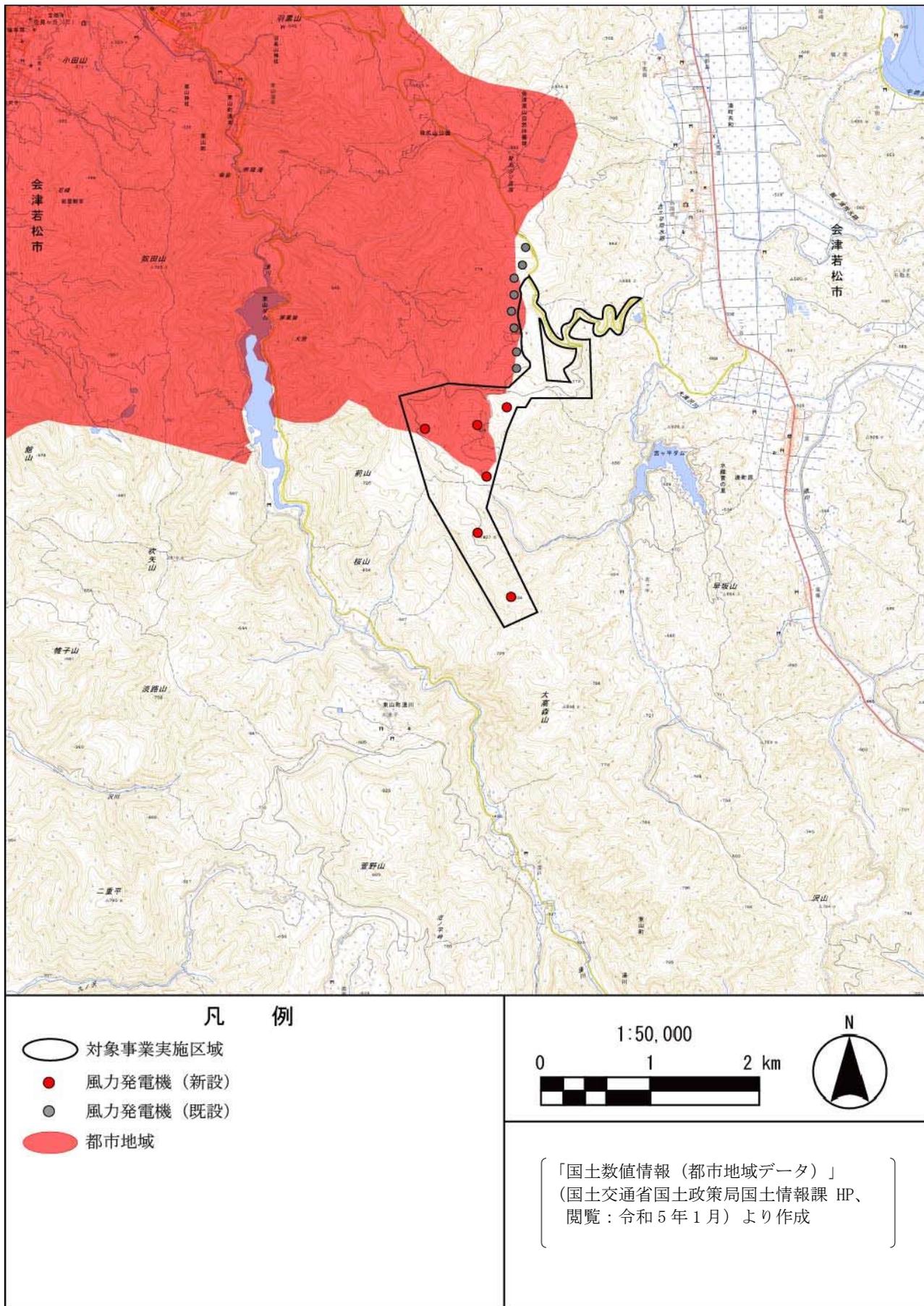


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

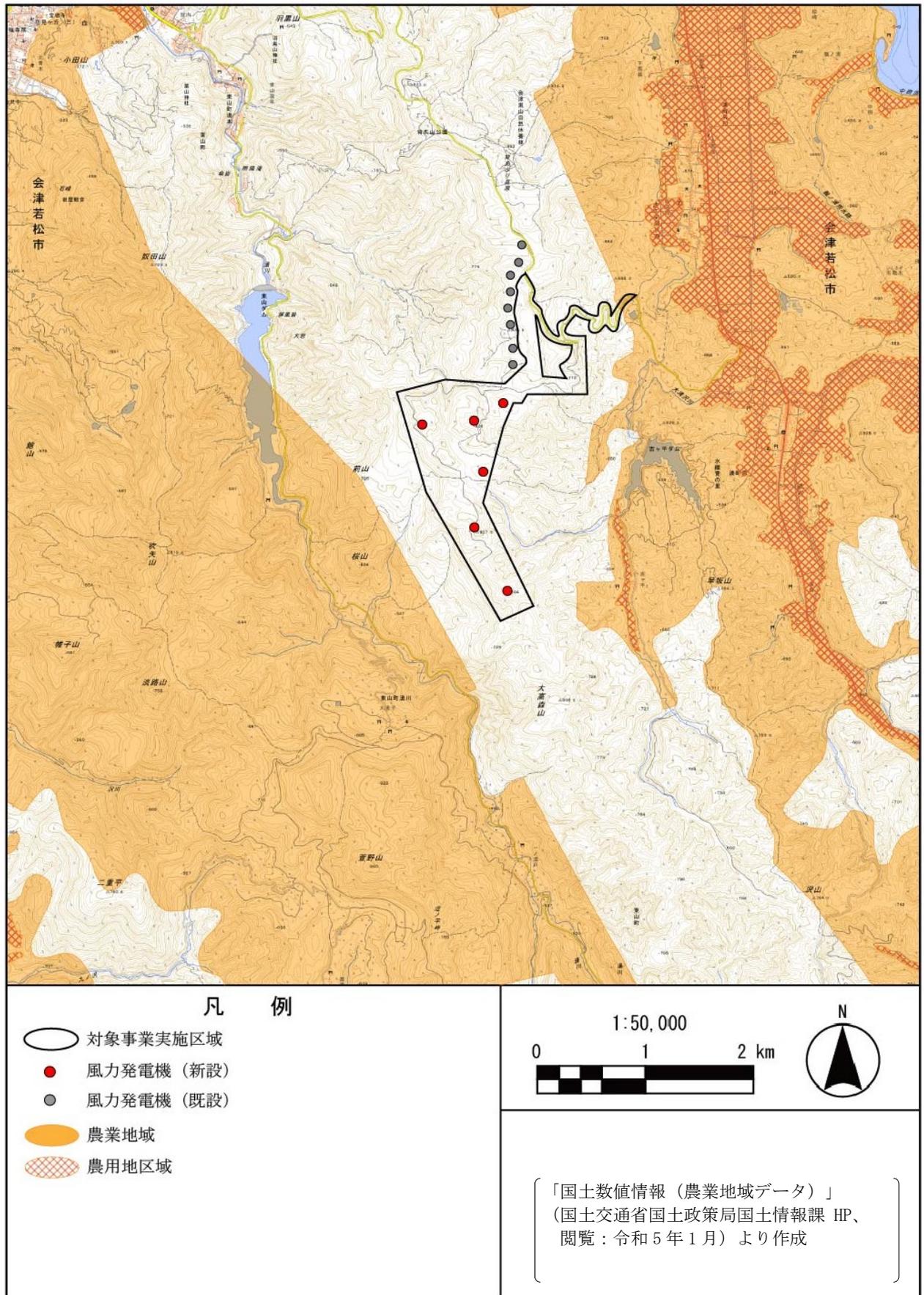


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）

3.2-11

(158)

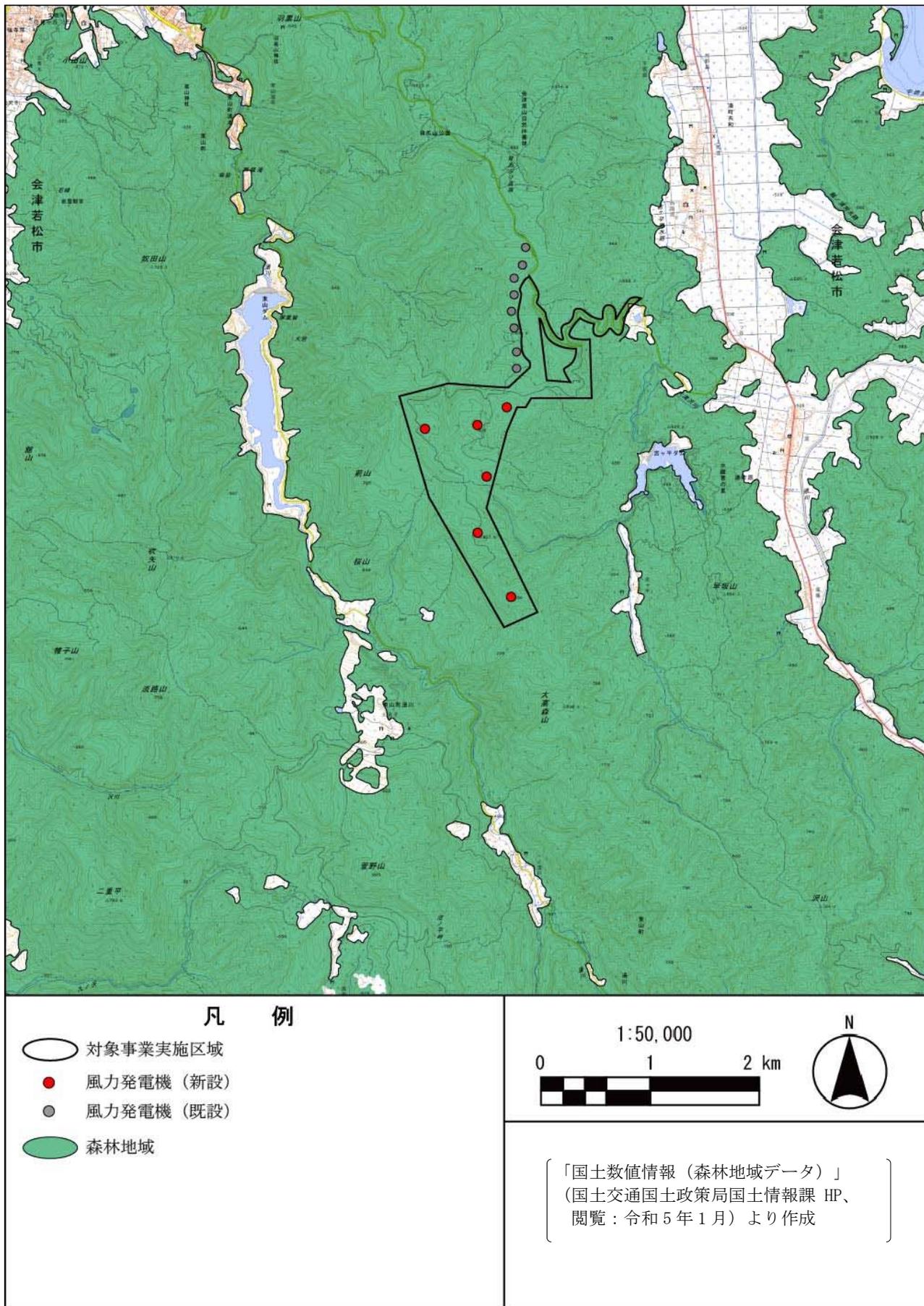


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

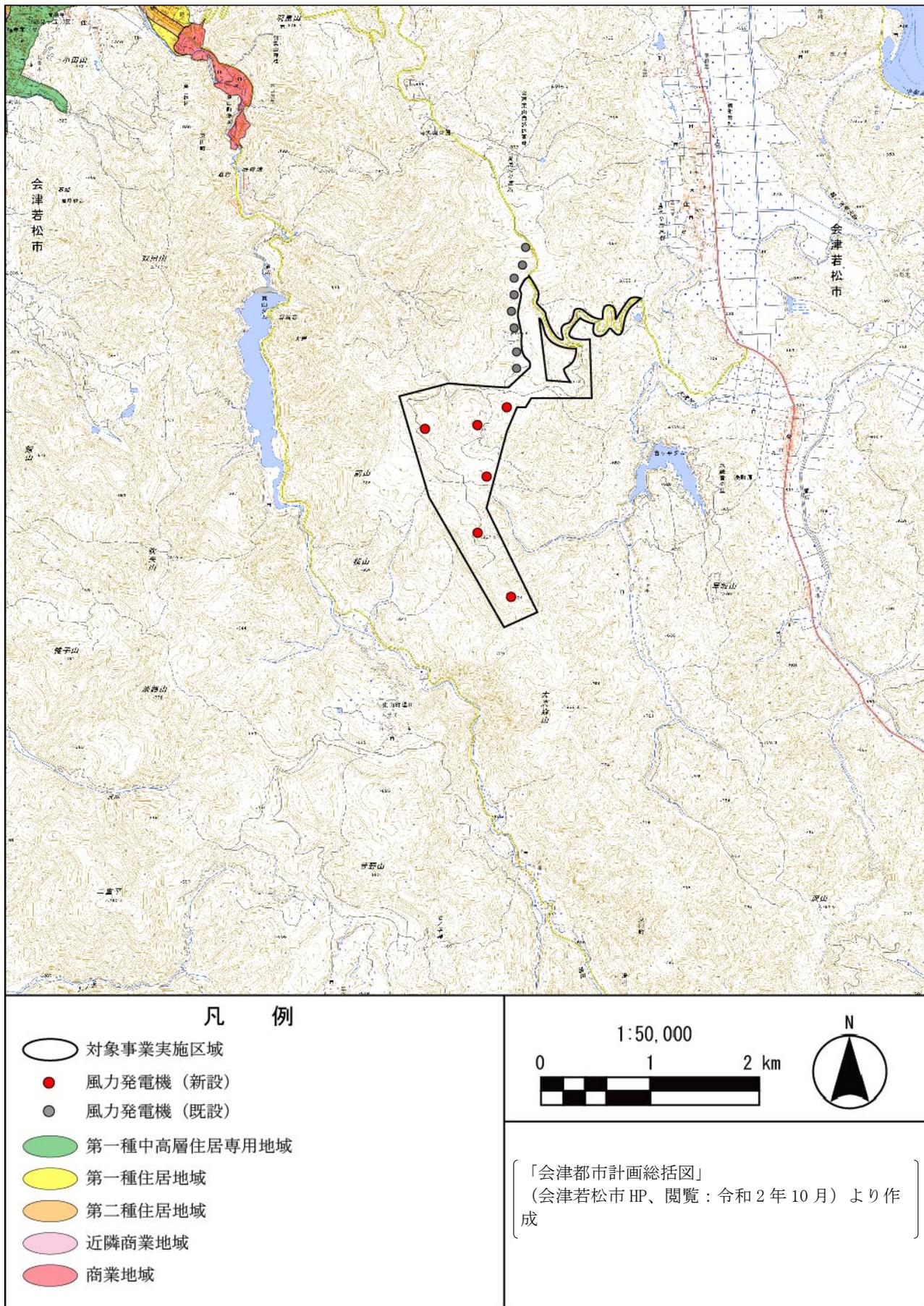


図 3.2-6 土地利用基本計画図 (用途地域)

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

会津若松市の水道の年間取水量は表 3.2-8 に示すとおりであり、水道用水として主に地表水を利用している。対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水地点は図 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-8(1) 上水道事業の年間取水量（令和 2 年度）

事業主体名	現在給水人口（人）	地表水（千 m ³ ）			地下水（千 m ³ ）			湧水（千 m ³ ）	浄水受水（千 m ³ ）	合計（千 m ³ ）
		ダム直接	湖水	表流水（自流）	伏流水	浅井戸	深井戸			
会津若松市	111,671	4,163	9,760	271	0	6	0	0	1,756	15,956

注：現在給水人口は、上水道、簡易水道、専用水道の合計を示した。

〔「令和 2 年度福島県の水道」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-8(2) 簡易水道事業の年間取水量（令和 2 年度）

施設名	現在給水人口（人）	年間取水量（m ³ ）	原水の種別
会津若松市湊町（下馬渡地区）	81	9,992	湧水等
会津若松市湊町（東田面地区）	125	11,059	湧水等
会津若松市湊町（西田面地区）	218	36,215	湧水等
会津若松市原	247	22,072	湧水等
会津若松市上馬渡	115	12,873	湧水等
会津若松市赤井	176	17,005	湧水等

〔「令和 2 年度福島県の水道」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-8(3) 専用水道事業の年間取水量（令和 2 年度）

施設名	現在給水人口（人）	施設能力（m ³ /日）	原水の種別
東鳳マネジメント株式会社 御宿東鳳	0	366	自己水源（深井戸）

〔「令和 2 年度福島県の水道」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

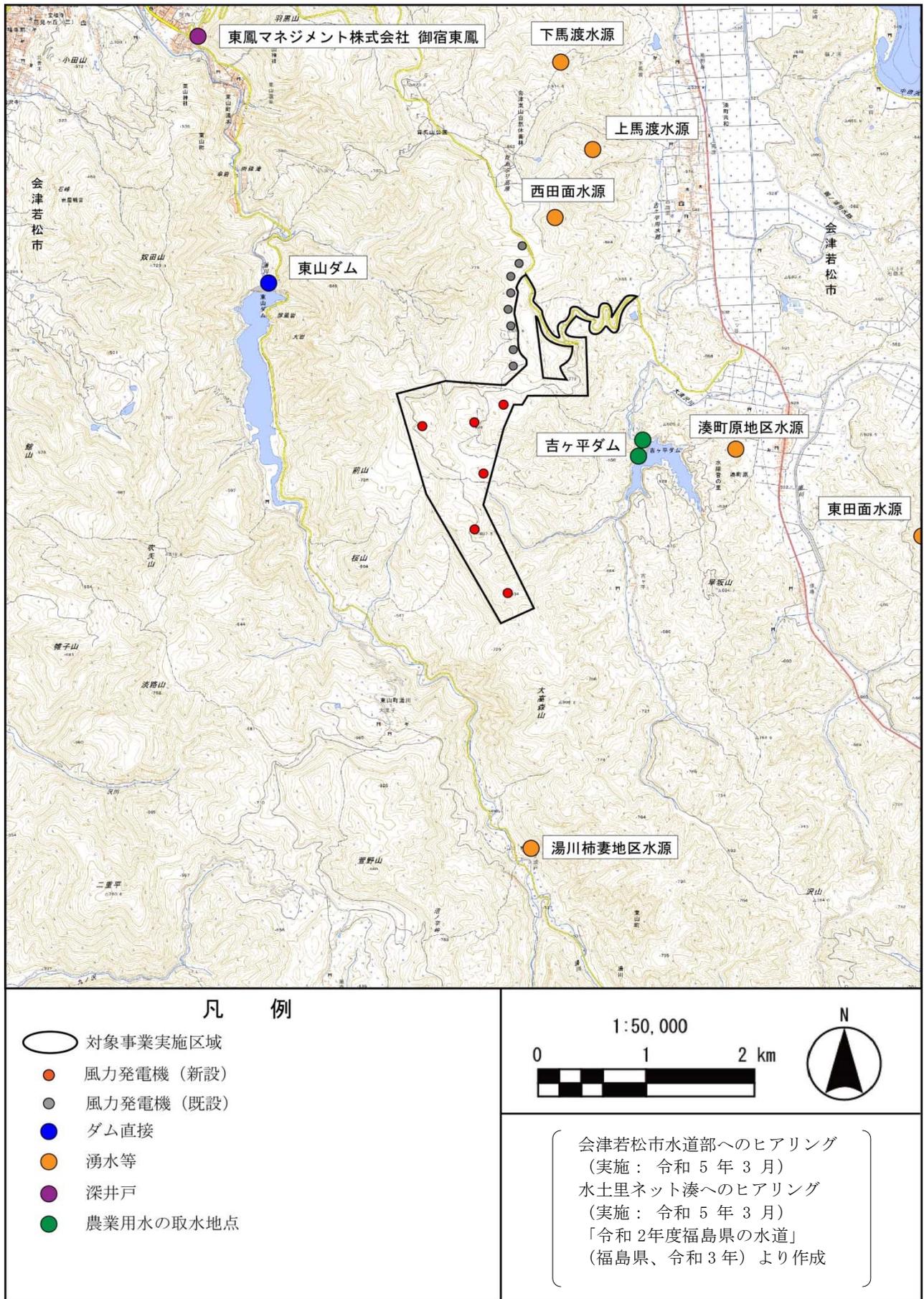


図 3.2-7 水道等取水地点

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における農業用水は、一級河川である原川、農業用ダムである吉ヶ平ダム（図 3.2-7 参照）、猪苗代湖から中田浜の揚水場で汲み上げて利用している。

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川について、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-9 及び図 3.2-8 に示すとおり漁業権が設定されている。

表 3.2-9 漁業権の内容（内水面漁業権）

免許番号	漁場の位置及び漁場の区域	漁業名称	漁業の時期	漁業権者
内共第 13 号 (猪苗代湖)	猪苗代湖及びこれに流入する河川	こい、ふな、うぐい、うなぎ漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合
		いわな、やまめ漁業	4 月 1 日～ 9 月 30 日	
内共第 19 号 (大川)	大川、宮川、湯川本流及び支流	うぐい、うなぎ、わかさぎ漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	会津非出資漁業協同組合
		いわな、やまめ漁業	4 月 1 日～ 9 月 30 日	
		あゆ漁業	6 月 1 日～12 月 31 日	

〔第五種共同漁業権免許（平成 25 年 9 月福島県報号外第六十一号 別冊 4）（福島県、平成 25 年）より作成〕

2. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の利用について、年間取水量は表 3.2-8 に示すとおりであり、会津若松市では水道用水に地下水を利用している。

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水地点は図 3.2-7 に示すとおりである。

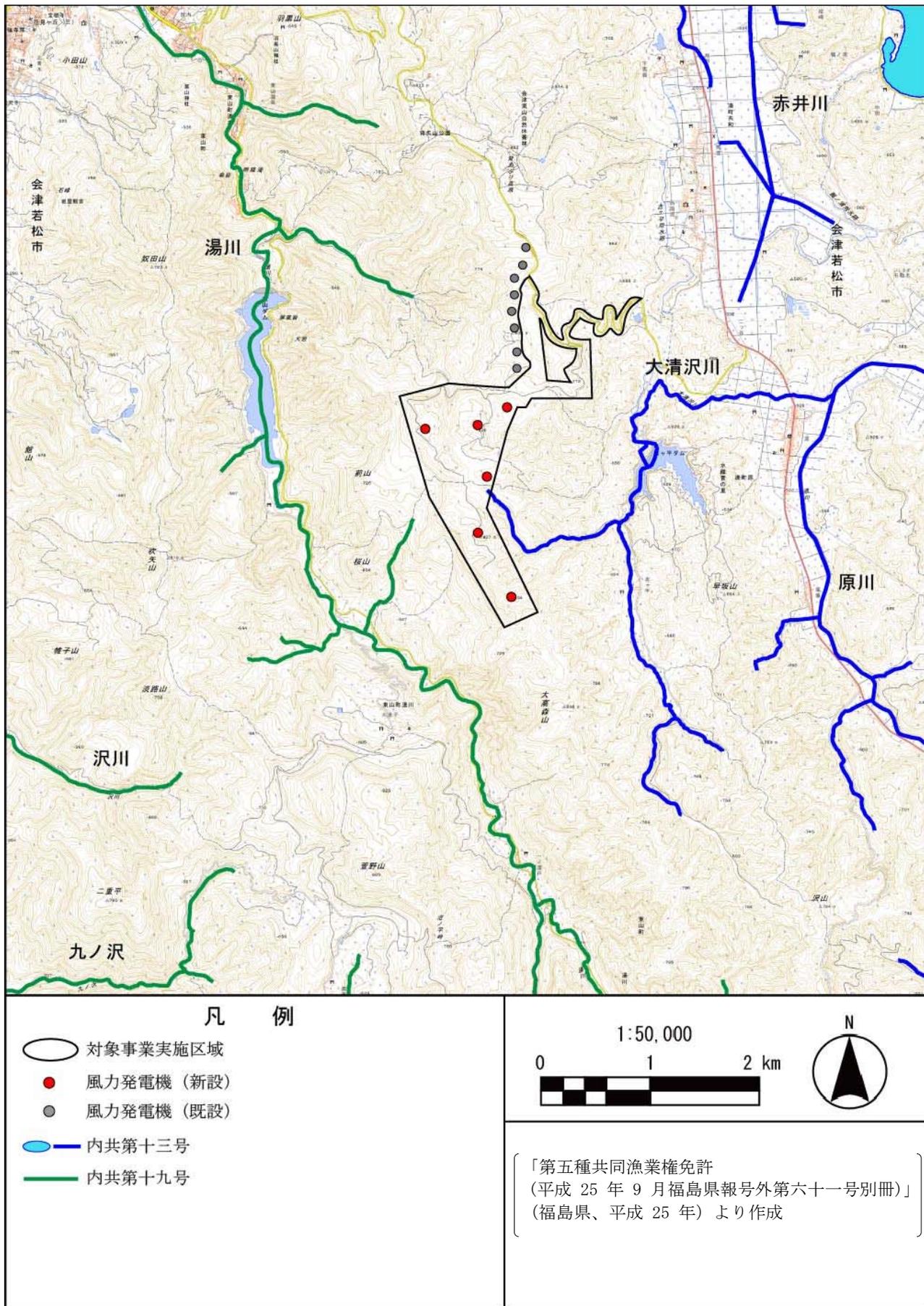


図 3.2-8 漁業権

3.2-17

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-9 に示すとおりであり、一般国道 294 号及び一般県道 374 号（東山温泉線）等があげられる。平成 27 年度の主要道路の交通状況は、表 3.2-10 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲では平成 22 年度に比べ交通量は 1.16 倍に増加している。

表 3.2-10 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

番号	路線名	交通量観測地点		平成 27 年度		平成 22 年度	交通量 伸び率
		起点	終点	交通量 (12 時間)	交通量 (24 時間)	交通量 (24 時間)	(27/22 年)
12100	一般国道 294 号	郡山市・ 会津若松市境	一般国道 49 号	2,914	3,555	3,063	1.16
63130	一般県道 325 号 (湯川大町線)	—	東山温泉線	841	1,076	931	1.16

- 注：1. 表中の番号は、図 3.2-9 中の番号に対応している。
 2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。
 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時
 24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または午前 0 時～翌日午前 0 時
 3. 「—」は出典に記載がないことを示す。

[「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」
 (環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成]

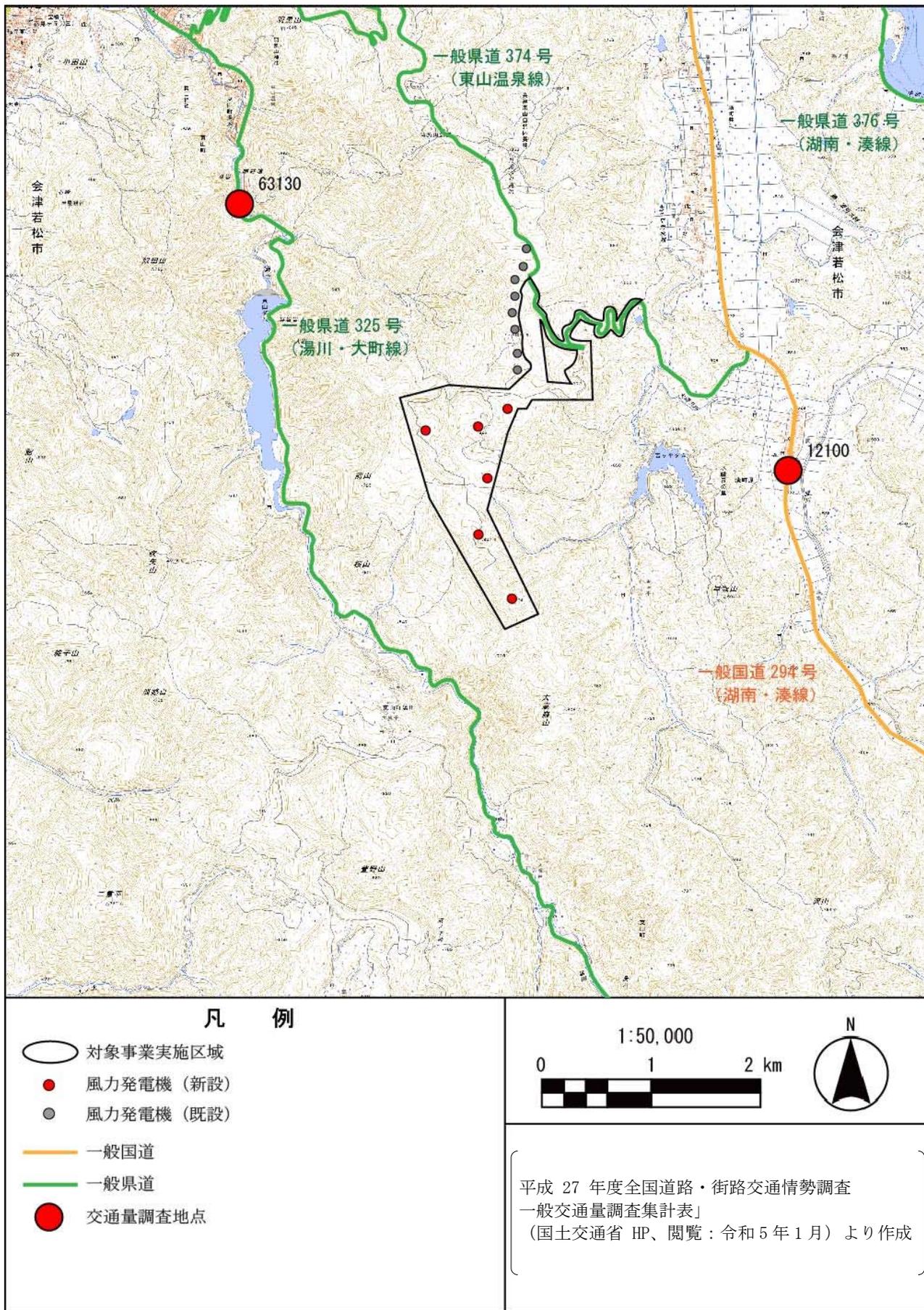


図 3.2-9 主要道路の交通状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲において、学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「配慮が特に必要な施設」という。）の分布状況は表 3.2-11 及び図 3.2-10 に示すとおりである。対象事業実施区域の最寄りの配慮が特に必要な施設は「介護老人福祉施設絆」であり、約 1.0km（風力発電機設置予定範囲からは約 2.5km）の距離にある。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-10 に示すとおりであり、対象事業実施区域から最寄りの住宅等までの距離は約 0.6km（風力発電機設置予定範囲からは約 2.2km）である。

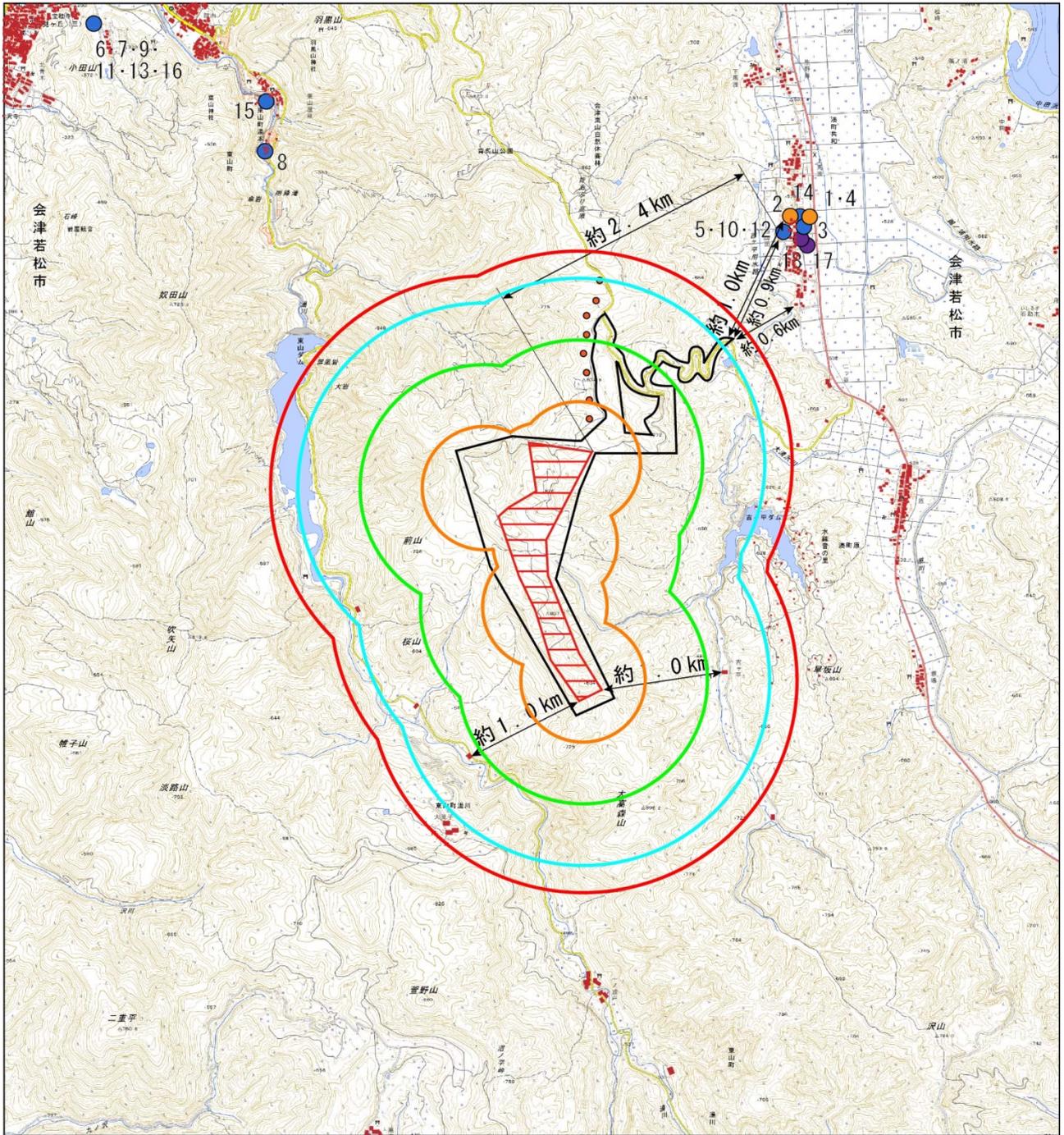
なお、対象事業実施区域から配慮が特に必要な施設までの距離は、輸送路からの最短距離を示しており、実際の風力発電機は、配慮が特に必要な施設等から 1.0 km以上離れた場所に計画される。

表 3.2-11 配慮が特に必要な施設

番号	区分	施設名	所在地	
1	小学校	湊小学校	会津若松市湊町共和字上馬渡 171	
2	中学校	湊中学校	会津若松市湊町共和字上馬渡 266-1	
3	保育所	湊しらとり保育園	会津若松市湊町共和字西田面 40-1	
4	放課後児童クラブ	湊こどもクラブ	会津若松市湊町共和字上馬渡 171 湊小学校内	
5	福祉施設	介護老人福祉施設「絆」	会津若松市湊町共和字西田面 180	
6		会津長寿園	会津若松市門田町黒岩字五百山丙 459-3	
7		会津長寿園デイサービスセンター	会津若松市門田町黒岩字五百山丙 459-3	
8		デイサービスセンター多生苑	会津若松市東山町湯本下原 245	
9		会津長寿園デイサービスセンター 認知症対応型	会津若松市門田町黒岩字五百山丙 459-3	
10		デイサービスセンター絆（休止中）	会津若松市湊町共和字西田面 180	
11		会津長寿園短期入所生活介護事業所	会津若松市門田町黒岩字五百山丙 459-3	
12		ショートステイ 絆	会津若松市湊町共和字西田面 180	
13		会津長寿園訪問介護事業所	会津若松市門田町黒岩字五百山丙 459-3	
14		小規模多機能型居宅介護「みなと」	会津若松市湊町共和字西田面 1-1	
15		小規模多機能すずかぜ東山	会津若松市東山町石山字院内 556-10	
16		若松第3地域包括支援センター	会津若松市門田町黒岩字五百山丙 459-3 会津長寿園内	
17		市民センター	湊市民センター（基幹集落センター）	会津若松市湊町共和字西田面 50
18		公民館	湊公民館	会津若松市湊町共和字西田面 45

注：表中の番号は、図 3.2-10 中の番号に対応している。

「市の施設一覧」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「市内小学校一覧」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「市内中学校一覧」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「会津・南会津の放課後児童クラブ一覧」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「認可保育所・認定こども園・幼稚園等一覧」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「会津若松市介護サービス提供事業者一覧（2020 年 5 月 1 日現在）」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
より作成



凡 例	
	対象事業実施区域
	風力発電機 (既設)
	学校
	福祉施設
	その他配慮の必要な施設
	住宅等
	風力発電機設置予定範囲
	500m
	1,000m
	1,500m
	1,720m (ローター直径の10倍)

1:50,000

「市の施設一覧」(会津若松市HP、閲覧：令和5年1月)
 「市内小学校一覧」(会津若松市HP、閲覧：令和5年1月)
 「市内中学校一覧」(会津若松市HP、閲覧：令和5年1月)
 「会津・南会津の放課後児童クラブ一覧」(福島県HP、閲覧：令和5年1月)
 「認可保育所・認定こども園・幼稚園等一覧」(会津若松市HP、閲覧：令和5年1月)
 「会津若松市介護サービス提供事業者一覧(2020年5月1日現在)」(会津若松市HP、閲覧：令和5年1月)
 ゼンリン住宅地図 会津若松市201911より作成

図 3.2-10 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道等の整備状況

「福島県統計年鑑」によると、福島県及び会津若松市における汚水処理人口の普及状況は表 3.2-12 に示すとおりである。令和 2 年度の汚水処理人口普及率は、福島県 84.6%、会津若松市 87.6%である。

表 3.2-12(1) 汚水処理人口普及状況（福島県）

年度	住民基本 台帳人口	下水道 処理人口	農業集落排水 整備人口	合併処理浄化槽 処理人口	その他 整備人口	計	
						処理・整備人口	普及率(%)
平成 28 年	1,821,309	964,836	120,654	402,694	1,702	1,489,886	81.8
平成 29 年	1,843,923	982,843	119,384	419,888	1,685	1,523,800	82.6
平成 30 年	1,828,772	985,152	118,346	409,340	1,682	1,514,520	82.8
令和元年	1,853,699	1,002,698	121,294	426,584	522	1,551,098	83.7
令和 2 年	1,835,777	999,725	120,100	432,134	704	1,552,663	84.6

注：住民基本台帳人口は年度末時点の値。

〔「福島県統計年鑑 2022」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-12(2) 汚水処理人口普及状況（会津若松市）

年度	住民基本 台帳人口	下水道 処理人口	農業集落排水 整備人口	合併処理浄化槽 処理人口	その他 整備人口	計	
						処理・整備人口	普及率(%)
平成 28 年	120,665	81,660	4,720	12,961	-	99,341	82.3
平成 29 年	119,681	82,005	4,654	13,726	-	100,385	83.9
平成 30 年	118,518	82,080	4,555	13,871	-	100,506	84.8
令和元年	117,329	81,856	4,425	15,743	-	102,024	87.0
令和 2 年	116,062	81,316	4,337	16,023	-	101,676	87.6

注：住民基本台帳人口は年度末時点の値。

〔「福島県統計年鑑 2022」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

「福島県統計年鑑」によると、福島県及び会津若松市における一般廃棄物の状況は、表 3.2-13 に示すとおりである。令和元年度における一般廃棄物の総排出量は、福島県が 720,595t であり、会津若松市は 49,568t であった。

表 3.2-13(1) 一般廃棄物の状況（福島県）

年度	計画収集人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	ごみ搬入量 (t)	ごみ処理量(t)		リサイクル率 (%)
				直接焼却量	直接最終処分量	
平成 27 年	1,966,221	760,627	733,176	640,445	3,502	13.9
平成 28 年	1,958,850	742,598	717,703	620,159	2,503	13.6
平成 29 年	1,937,827	737,242	714,653	618,646	3,281	13.3
平成 30 年	1,920,716	721,322	701,790	609,372	2,811	12.9
令和元年	1,901,853	720,595	702,527	607,764	3,753	12.7

〔「福島県統計年鑑 2022」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

表 3.2-13(2) 一般廃棄物の状況（会津若松市）

年度	計画収集人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	ごみ搬入量 (t)	ごみ処理量(t)		リサイクル率 (%)
				直接焼却量	直接最終処分量	
平成 27 年	122,871	49,628	47,362	43,002	0	16.3
平成 28 年	121,692	51,316	49,244	41,752	0	15.5
平成 29 年	120,746	51,008	49,110	42,069	0	14.4
平成 30 年	119,680	49,929	48,224	41,381	0	13.8
令和元年	118,663	49,568	48,024	41,444	0	13.0

〔「福島県統計年鑑 2022」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

福島県における産業廃棄物の状況は、表 3.2-14 に示すとおりである。

また、会津若松市及び会津若松市周辺市町村における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の市町村別の施設数は表 3.2-15、分布状況は図 3.2-11 に示すとおりである。平成 24 年度現在、中間処理施設 14 か所、最終処分場 5 か所が分布している。

表 3.2-14 産業廃棄物の状況

(単位：千 t / 年)

年度	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
平成 29 年	7,332	3,184	3,677	471
平成 30 年	7,844	3,343	3,956	544
令和元年	7,822	3,276	3,974	572
令和 2 年	7,722	3,029	4,185	509
令和 3 年	7,498	2,935	4,051	512

〔「令和 3 年度福島県産業廃棄物排出処理状況確認調査業務報告書」(福島県)より作成〕

表 3.2-15 中間処理施設及び最終処分場の分布状況(平成 24 年度)

(単位：か所)

県	市町村	中間処理施設数	最終処分場数
福島県	須賀川市	0	1
	郡山市	1	1
	会津若松市	4	0
	喜多方市	2	1
	磐梯町	1	1
	下郷町	5	0
	会津坂下町	1	0
	矢吹町	0	1
	合 計	14	5

〔「国土数値情報(廃棄物処理施設データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)

より作成〕



図 3.2-11 中間処理施設及び最終処分場の分布状況 (平成 24 年度)

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-16に示すとおりである。

表 3.2-16(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

〔「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）
 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成〕

表 3.2-16(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

〔「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき、表 3.2-17 に示すとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲における類型の指定の状況は図 3.2-12 に示すとおりである。

表 3.2-17(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（6:00～22:00）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA；住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域（福島県内では指定地域なし）

類型 A；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及びこれに相当する地域

類型 B；第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域

類型 C；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに相当する地域

〔「騒音に係る環境基準について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-17(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A 地域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域、及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

〔「騒音に係る環境基準について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-17(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

区分	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注：「幹線交通を担う道路に近接する空間」は次の車線数区分に応じ、道路端から距離よりその範囲が特定されている。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

〔「騒音に係る環境基準について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

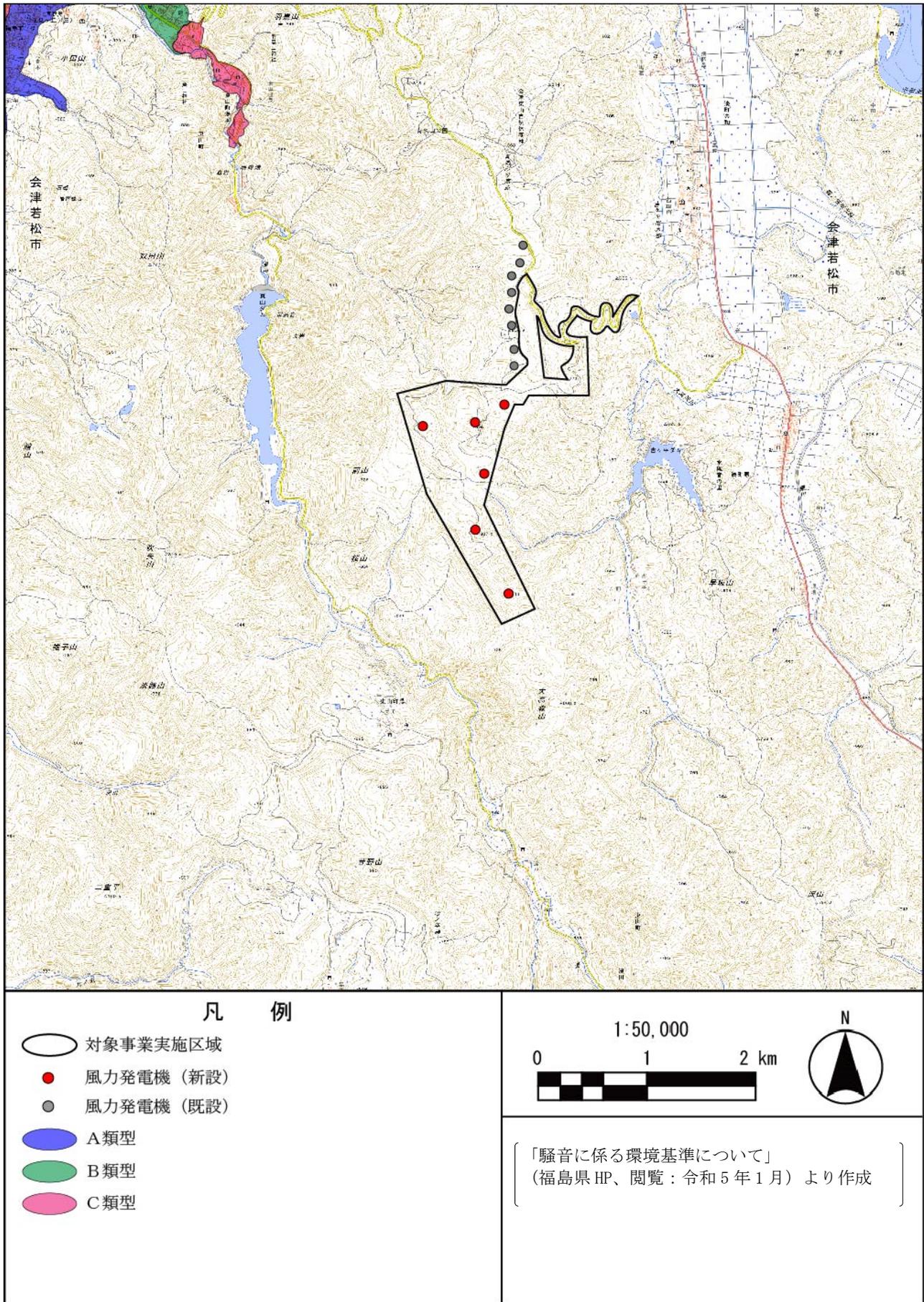


図 3.2-12 騒音に係る環境基準の類型

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-18 に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-19～表 3.2-21 に示すとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲の指定状況は図 3.2-13 に示すとおりであり、湯川の滝見橋より上流は河川 A 類型、下流は河川 B 類型に指定されている。猪苗代湖及び東山ダムについては湖沼 A 類型及び生物 A 類型に指定されている。

なお、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表 3.2-22 に示すとおり定められている。

表 3.2-18 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成〕

表 3.2-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2 mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-20(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の生物用水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産 3 級の生物用水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水産生物用水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-20(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-20(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成〕

表 3.2-21 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成〕

表 3.2-21 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成〕

表 3.2-21 (4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、
最終改正：令和 3 年 10 月 7 日)より作成〕

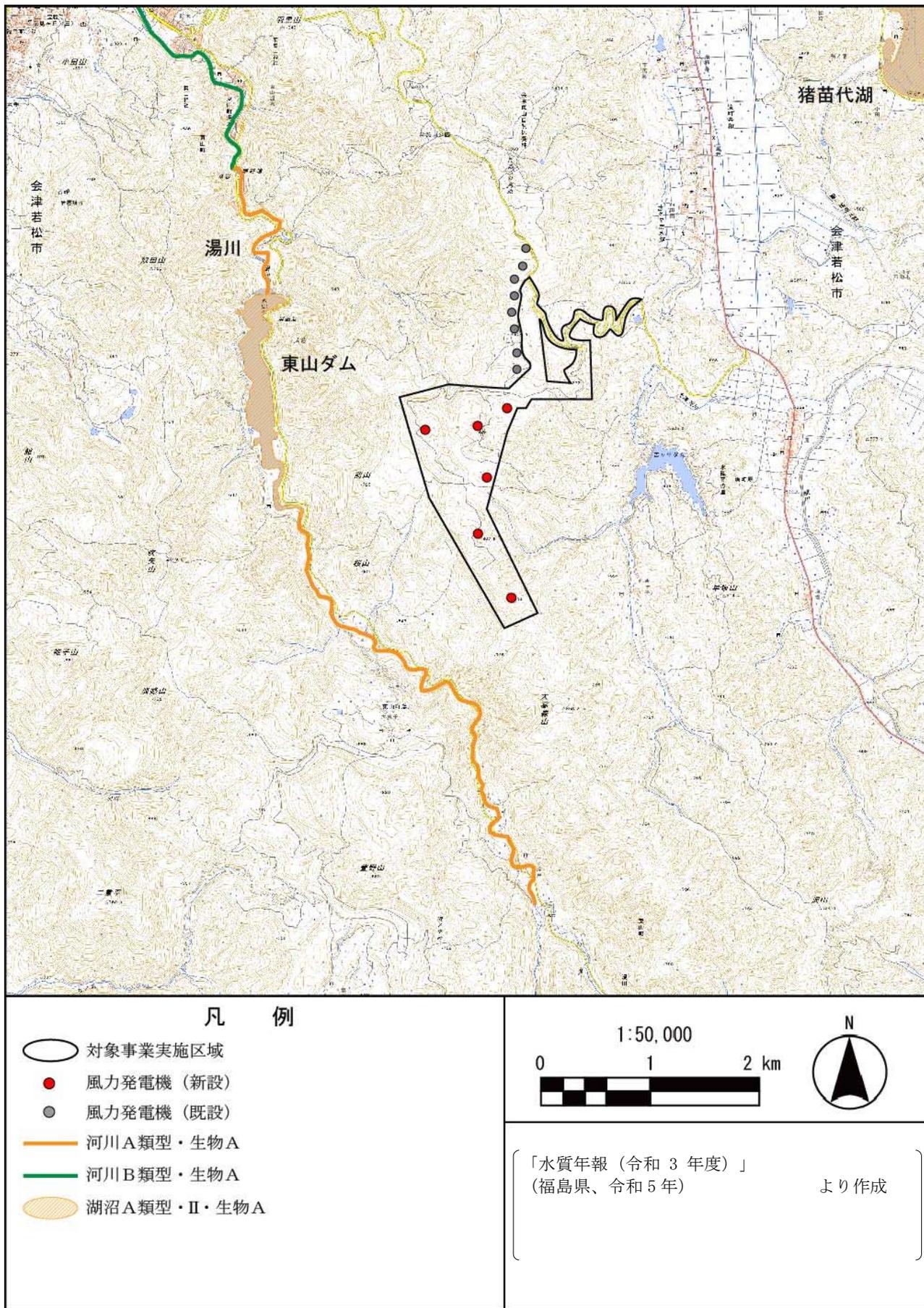


図 3.2-13 水域の環境基準類型指定状況

表 3.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>			

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日）より作成〕

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-23 に示すとおりであり、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。

表 3.2-23 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
PCB	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。		
備考			
<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>			

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-24 に示すとおり定められている。

表 3.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下であること
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下であること
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下であること

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（土壌の測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 4 年 3 月 3 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、会津若松市は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準が定められており、その基準は表 3.2-25(1)、表 3.2-26(1)に示すとおりである。福島県では「騒音規制法」に基づく規制の非対象地域に対して「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成 8 年福島県条例第 32 号）（以下、同条例という）により、準拠すべき基準を定めている。同条例で示す基準は表 3.2-25(2)及び表 3.2-26(2)のとおりである。このほか、自動車騒音に対する要請限度は表 3.2-27 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲における騒音規制地域の状況は、図 3.2-14 のとおりである。

なお、会津若松市は騒音規制法に基づく規制地域を有する市町村に該当するため、同条例で示す基準の対象外である。

表 3.2-25(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00 ~ 7:00)	昼間 (7:00 ~ 19:00)	夕 (19:00 ~ 22:00)	夜間 (22:00 ~ 6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値とする。（第 1 種区域を除く。）				

注：区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及びこれに相当する地域

第 2 種区域；第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域

第 3 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれに相当する地域

第 4 種区域；工業地域及びこれに相当する地域

〔「騒音防止対策（工場・事業場の騒音）」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-25(2) 特定工場等において発生する騒音の規制基準
(準拠すべき基準：福島県生活環境の保全等に関する条例)

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00 ~ 7:00)	昼間 (7:00 ~ 19:00)	夕 (19:00 ~ 22:00)	夜間 (22:00 ~ 6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 5 種区域	70 デシベル	75 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から 5 デシベルを減じた値とする。(第 1 種区域を除く。)

注：区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域；第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域；近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域

第 4 種区域；工業地域

第 5 種区域；工業専用地域

〔騒音防止対策（工場・事業場の騒音）〕（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成]

表 3.2-26(1) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に 関する基準	休日に関する 基準
第 1 号区域	85 デシベル 以下	7:00~19:00	1 日 10 時間を超えないこと	連続 6 日を超 えないこと	日曜日、休日 でないこと
第 2 号区域		6:00~22:00	1 日 14 時間を超えないこと		

注：1. 区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第 1 号区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね 80m 以内の区域

第 2 号区域；騒音規制法に基づく指定地域のうち、第 1 号区域を除く区域

2. 特定建設作業は次のとおりである。

- ・くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
- ・びょう打機を使用する作業・さく岩機を使用する作業
- ・空気圧縮機を使用する作業
- ・コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- ・バックホウを使用する作業・トラクターショベルを使用する作業
- ・ブルドーザーを使用する作業

3. 災害等の事態、人の生命等の危険防止についての作業は除く。

〔騒音防止対策（建設作業の騒音）〕（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成]

表 3.2-26(2) 指定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準
(準拠すべき基準：福島県生活環境の保全等に関する条例)

区域	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
福島県全域（騒音規制法に基づく、指定地域を除く。）	85 デシベル以下	19:00 ～ 7:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日

注：騒音指定建設作業は次のとおりである。

- ・くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業・びょう打機を使用する作業さく岩機を使用する作業
- ・空気圧縮機を使用する作業・コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- ・バックホウを使用する作業・トラクターショベルを使用する作業・ブルドーザーを使用する作業

〔騒音防止対策（建設作業の騒音）〕（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成]

表 3.2-27 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00 ～ 22:00)	夜間 (22:00 ～ 6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える道路の敷地境界線から 20m まで）に係る限度は上表に係わらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

2. 区域は、それぞれ次に定める区域とする。

- a 区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域及びそれに相当する地域
- b 区域；第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域
- c 区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域

〔騒音防止対策（自動車騒音に係る規制）〕（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成]

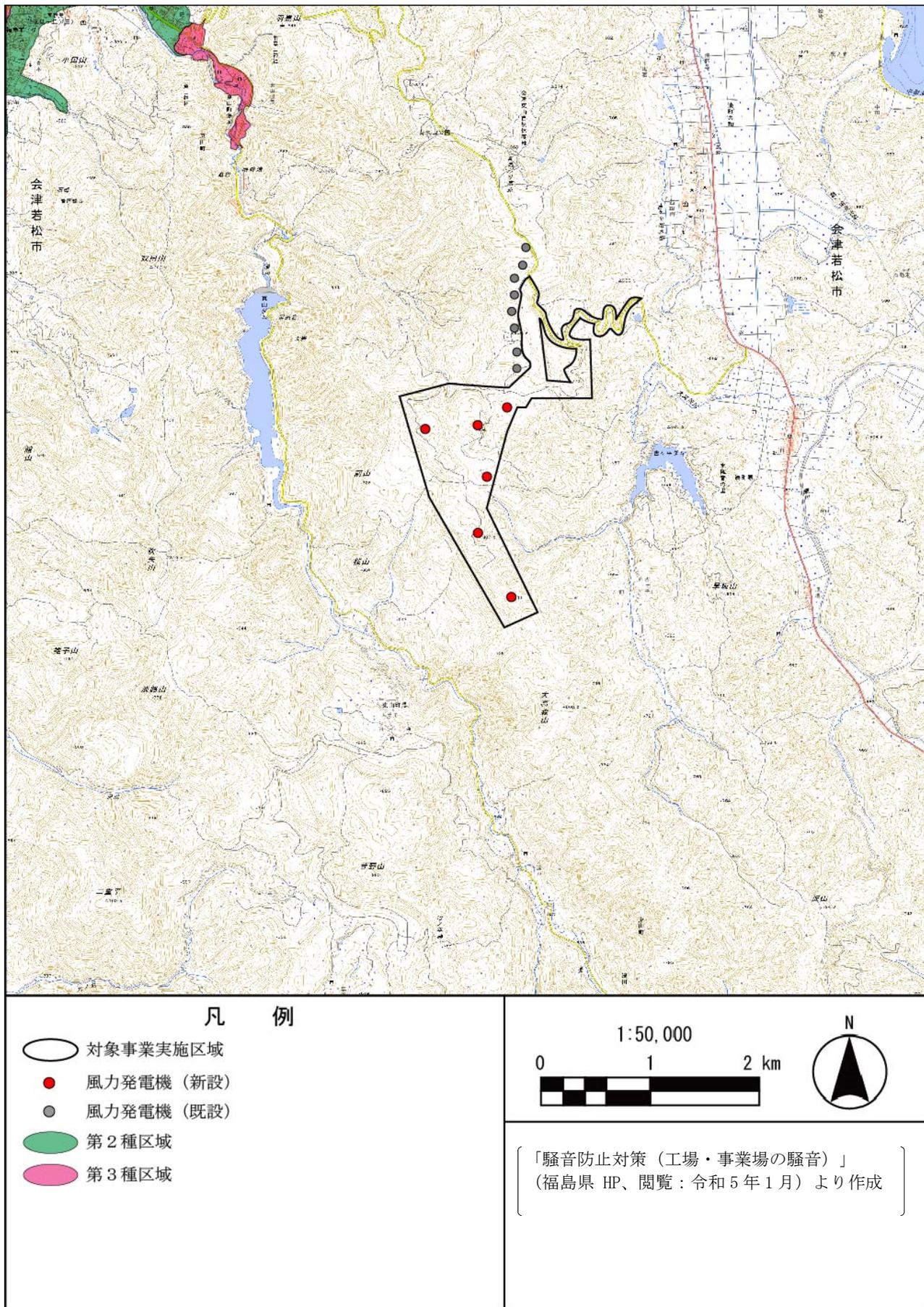


図 3.2-14 特定工場等騒音に係る規制地域

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域を指定して特定工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。振動に関する規制基準は表 3.2-28～表 3.2-30 に示すとおりである。

このほか、福島県では「振動規制法」に基づく規制の非対象地域に対して「福島県生活環境の保全等に関する条例」（平成 8 年福島県条例第 32 号）の規定に基づき、「福島県振動防止対策指針」（平成 10 年福島県告示第 636 号）に準拠すべき基準を定めている。基準は表 3.2-28(2)及び表 3.2-29(2)に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の状況は、図 3.2-15 に示すとおりである。

なお、会津若松市は振動規制法に基づく規制地域を有する市町村に該当するため、条例で示す基準については対象外である。

表 3.2-28(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準

規制種別区域	昼間 (7:00 ~ 19:00)	夜間 (19:00 ~ 7:00)	地域の範囲
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域
備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から更に 5 デシベルを減じた値とする。			

〔「振動防止対策（工場・事業場の振動）」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-28(2) 振動施設を設置している工場等における事業活動に伴って発生する振動に係る基準（準拠すべき基準：福島県生活環境の保全等に関する条例）

種別 区域	昼間 (7:00 ~ 19:00)	夜間 (19:00 ~ 7:00)	地域の範囲
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域
備考：学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m 以内の区域では、上表に掲げる数値から更に 5 デシベルを減じた値とする。			

〔「福島県振動防止対策指針」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-29(1) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区域の区分	基準種別	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	休日に関する基準
第 1 号区域	75 デシベル以下		7:00 ~ 19:00	1 日 10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日、休日でないこと
第 2 号区域			6:00 ~ 22:00	1 日 14 時間を超えないこと		

注：1. 第 1 号区域及び第 2 号区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

- ・第 1 号区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の 全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m の地域
 - ・第 2 号区域；第 1 号区域を除く区域
2. 振動規制法に基づく特定建設作業は次のとおりである。

- ・くい打機を使用する作業・くい抜機を使用する作業・くい打くい抜機を使用する作業・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業・舗装版破砕機を使用する作業・ブレーカーを使用する作業
- 〔「振動防止対策（建設作業の振動）」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-29(2) 振動建設工事に伴って発生する振動に係る基準
(準拠すべき基準：福島県生活環境の保全等に関する条例)

区域	規制種別	基準値	作業禁止時間	1 日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
福島県全域（振動規制法の規制地域及び中核市を除く。）		75 デシベル以下	19:00 ~ 7:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日

注：特定建設作業は次のとおりである。

- ・くい打機使用する作業・くい抜機を使用する作業・くい打くい抜機を使用する作業・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業・舗装版破砕機を使用する作業・ブレーカーを使用する作業
- 〔「福島県振動防止対策指針」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.2-30 道路交通振動の要請限度

規制種別	昼間 (7:00 ~ 19:00)	夜間 (19:00 ~ 7:00)	地域の範囲
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域

〔「振動防止対策（道路交通振動に係る規制）」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

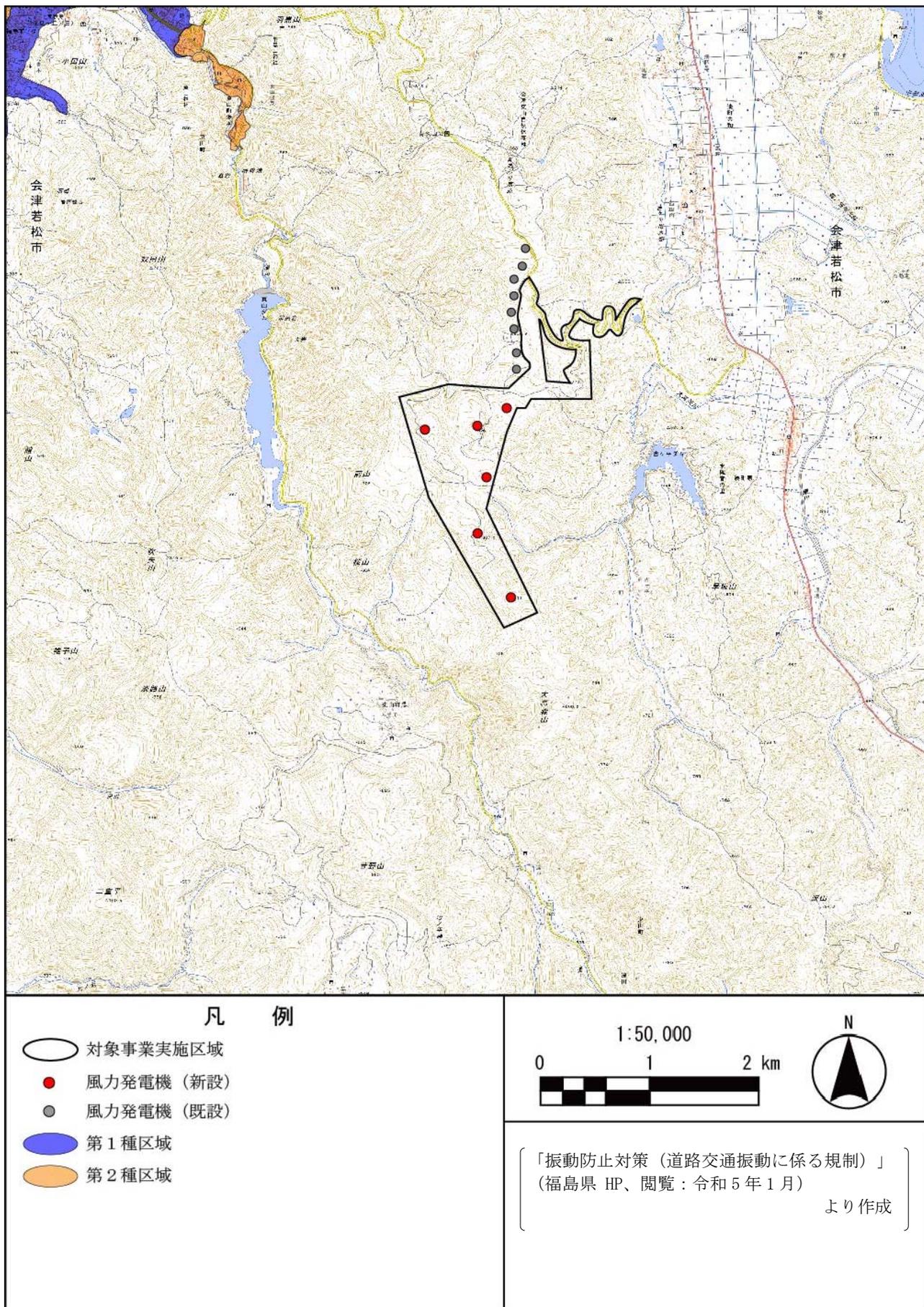


図 3.2-15 振動に係る規制地域

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が表 3.2-31 に示すとおり定められている。

福島県においては、「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 50 年福島県条例第 18 号）により、上乘せ排水基準が定められている。対象事業実施区域及びその周囲では、表 3.2-32 に示すとおり、猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域について、上乘せ基準が定められている。なお、本事業は水質汚濁防止法における特定施設は設置しない。

表 3.2-31(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
		セレン及びその化合物	0.1 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L		海域 230 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L		海域 15 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考			
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号、最終改正：令和 43 年 6 月 17 日）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。			

注：(※) は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）より作成〕

表 3.2-31 (2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8 ~ 8.6 海域 5.0 ~ 9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
磷含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7. 磷(りん)含有量についての排水基準は、磷(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>	
<p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼）</p> <p>「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）より作成〕

表 3.2-32(1) 福島県における排水基準（上乘せ基準）

種類	施設の種類の種類		(単位：mg/L)			
			許容限度			
			C 水域			
			日間平均	最大		
シアン化合物	水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設			0.5		
六価クロム化合物				0.2		
生物化学的酸素要求量	下水道整備地域に所在する特定事業場に係る施設	下水道終末処理施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	15	—	
			30 m ³ 以上/日	15	—	
		上欄に掲げる以外の施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	5	10	
			30 m ³ 以上/日	5	10	
	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設	畜産農業等に係る施設	10 m ³ 未満/日	5	10	
			食料品製造業、紡績業、繊維製品製造業等に係る施設に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	5	10
				30 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満/日	5	10
		水産食料品製造業に係る施設	1,000 m ³ 以上/日	5	10	
			10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	5	10	
				30 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満/日	5	10
		旅館業及び研究、試験、検査業等に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	—	—	
			30 m ³ 以上/日	—	—	
		共同調理場、飲食業、病院等に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	15	—	
			30 m ³ 以上/日	15	—	
	と畜業等に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	5	10		
		30 m ³ 以上/日	5	10		
	し尿処理施設			15	—	
	し尿浄化槽	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	15	—		
		30 m ³ 以上/日	15	—		
	上欄に掲げる以外の施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	5	10		
30 m ³ 以上/日		5	10			
浮遊物質量	下水道整備地域に所在する特定事業場に係る施設	下水道終末処理施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	20	30	
			30 m ³ 以上/日	20	30	
		上欄に掲げる以外の施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	10	20	
			30 m ³ 以上/日	10	20	
	その他の地域に所在する特定事業場に係る施設	畜産農業等に係る施設	10 m ³ 以上/日	10	20	
			食料品製造業、紡績業、繊維製品製造業等に係る施設に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	10	20
				30 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満/日	10	20
		水産食料品製造業に係る施設	1,000 m ³ 以上/日	10	20	
			10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	10	20	
				30 m ³ 以上/日	10	20
		旅館業及び研究、試験、検査業等に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	—	—	
			30 m ³ 以上/日	—	—	
		共同調理場、飲食業、病院等に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	20	30	
			30 m ³ 以上/日	20	30	
	と畜業等に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	10	20		
		30 m ³ 以上/日	10	20		
	し尿処理施設			20	30	
	し尿浄化槽	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	20	30		
		30 m ³ 以上/日	20	30		
	上欄に掲げる以外の施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	10	20		
30 m ³ 以上/日		10	20			

表 3.2-32(2) 福島県における排水基準（上乘せ基準）

(単位：mg/L)

種類	施設の種類	許容限度	
		C 水域	
		日間平均	最大
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	石油化学工業に係る施設、石油精製業に係る施設及び廃油処理施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	—
		30 m ³ 以上/日	—
	水産食料品製造業に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	10
		30 m ³ 以上/日	10
	上欄に掲げる以外の施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	10
		30 m ³ 以上/日	10
フェノール類含有量	水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	1
		30 m ³ 以上/日	1
銅含有量	非鉄金属製造業に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	2
		30 m ³ 以上/日	2
	上欄に掲げる以外の施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	2
		30 m ³ 以上/日	2
亜鉛含有量	非鉄金属製造業に係る施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	—
		30 m ³ 以上/日	—
	上欄に掲げる以外の施設	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満/日	—
		30 m ³ 以上/日	—
備考			
1. 「—」は、省令第 1 条に規定する排水基準を適用することを示す。			
2. 斜線は、上乘せ排水基準の設定がないことを示す。			
3. C 水域：猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域。			
〔「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和 50 年福島県条例第 18 号)より作成〕			

⑤ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき県知事（市の区域内については市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制基準は表 3.2-33 に示すとおりである。

「土地利用ハンドブック（令和 4 年 9 月）」（福島県、平成 30 年）によると、福島県においては 12 市 15 町 5 村で特定悪臭物質の濃度による規制、伊達市及び南相馬市においては臭気指数による規制が行われ、会津若松市では特定悪臭物質の濃度による規制地域が指定されている。

また、「福島県悪臭防止対策指針」（平成 10 年福島県告示第 636 号）によると、県内全域（「悪臭防止法」に基づく臭気指数の規制地域及び中核市を除く。）について、表 3.2-34 に示すとおり、臭気指数による準拠すべき基準が定められている。

表 3.2-33(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：敷地境界）

(単位：ppm)

特定悪臭物質	区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

注：区域の区分は以下のとおりである。

- A 区域；第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域及び近隣商業地域
- B 区域；商業地域及び準工業地域
- C 区域；工業地域及び工業専用地域

〔「福島県における悪臭防止対策について」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成〕

表 3.2-33(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：排出口）

事業場の煙突その他の気体排出口における許容限度	
1	<p>特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。</p> $q=0.108 \times He^2 \times Cm$ <p>q：悪臭物質の流量（0℃、1気圧換算の m³/時） He：補正された排出口の高さ（m） Cm：敷地境界における規制基準（ppm） 補正された排出口の高さ（He）が 5メートル未満となる場合については、この式は適用しない。</p>
2	<p>排出口の高さの補正は、次の算式により行う。</p> $He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=(0.795 \cdot \sqrt{Q \cdot V}) / (1+(2.58/V))$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \{2.30 \times \log J + (1/J) - 1\}$ $J=(1/\sqrt{Q \cdot V}) \times \{1460-296 \times (V/(T-288))\} + 1$ <p>He：補正された排出口の高さ（m） Ho：排出口の実高さ（m） Q：温度 15 度における排出ガスの流量（m³/秒） V：排出ガスの排出速度（m/秒） T：排出ガスの温度（絶対温度）</p>

〔「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)より作成〕

表 3.2-33(3) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：排水水）

(単位：mg/L)

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水水の量	許容限度		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

注：区域は、表 3.2-33(1)の注のとおりである。

〔「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
 「令和 4 年度版「福島県環境」令和 3 年度事業報告」(福島市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

表 3.2-34 福島県悪臭防止対策指針に基づく準拠すべき基準（臭気指数）

(単位：臭気指数)

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		地上 5m 以上 30 m 未満の高さ	地上 30 m から 50 m 未満の高さ	地上 50 m 以上の高さ
第 1 種区域	10	28	30	33
第 2 種区域	15	33	35	38
第 3 種区域	18	36	38	41

注：1. この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。

2. 区域の区分は以下のとおりである。

第 1 種区域；規制地域の A 区域並びに規制地域以外の第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び近隣商業地域

第 2 種区域；規制地域の B 区域並びに規制地域以外の商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域

第 3 種区域；規制地域の C 区域並びに規制地域以外の工業地域及び工業専用地域

〔「福島県悪臭防止対策指針」（平成 10 年福島県告示第 636 号）より作成〕

⑥ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく区域の指定に係る基準は、表 3.2-35 に示すとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 5 年 2 月 28 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 3 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲に要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。

表 3.2-35(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

表 3.2-35(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域が指定されているが、「令和 3 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 2 年）によると、対象事業実施区域及びその周囲で地盤沈下が認められた地域はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

対象事業の実施にあたっては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「福島県地球温暖化対策推進計画」（令和 5 年 3 月改定）が策定されており、削減目標として「2030 年度は基準年度（2013 年度）比で 50%の削減を図ること」、「2040 年度は基準年度（2013 年度）比で 75%の削減を図ること」及び「2050 年度は実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すこと」としている。

(3) その他の環境保全計画等

① 福島県環境基本条例

福島県の環境行政の基本的方向については、「福島県環境基本条例」（平成 8 年福島県条例第 11 号）において定められている。

この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。

なお、新たな環境施策を推進するために、表 3.2-36 に示すとおり、4 つの基本理念を定めている。

表 3.2-36 4 つの基本理念

基本理念	
1	健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
2	人と自然との共生の確保
3	持続的発展が可能な社会の構築
4	地球環境の保全の推進

〔「福島県環境基本条例」（平成 8 年福島県条例第 11 号）より作成〕

② 福島県環境基本計画

福島県では、平成 8 年 3 月に制定した「福島県環境基本条例」（平成 8 年福島県条例第 11 号）第 10 条の規定に基づき、平成 9 年 3 月に「福島県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、市町村等の各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組を進めてきた。環境を巡る社会情勢の変化等を踏まえ、平成 14 年 3 月に第 2 次計画、平成 22 年 3 月に第 3 次計画、平成 25 年 3 月に第 4 次計画、令和 3 年 12 月には「福島県環境基本計画（第 5 次）」（以下「本計画」という。）が策定されている。本計画の基本目標は、『共につくり、つなぎ、かなえる、美しく豊かなみんなのふるさと福島』、目指す将来像として、「県民の安心した暮らしの実現に向けて、美しく豊かな県土の環境回復が一層進んでいる」及び「美しく豊かな自然環境の創造と継承により、持続的な発展が可能な社会が実現している」が掲げられており、施策展開に当たって、7 つの視点が表 3.2-37 に示すとおりに設定されている。計画期間は令和 4（2022）年度を初年度とし令和 12（2030）年度を目標年度とする 9 か年計画である。

表 3.2-37 「福島県環境基本計画（第 5 次）」施策展開の当たっての視点

施策展開の当たっての視点	
1	放射性物質による環境汚染からの回復
2	原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保
3	あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進
4	良好な生活環境の確保
5	自然共生社会の形成
6	循環型社会の形成
7	地球温暖化対策の推進

〔「福島県環境基本計画（第 5 次）」（福島県、令和 3 年）より作成〕

③ 会津若松市環境基本条例

会津若松市では、より質の高い環境の保全及び創造とゆとりと潤いのある快適な地域づくりの実現のため「会津若松市環境基本条例」（平成 9 年会津若松市条例第 18）を策定している。環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

会津若松市環境基本条例の基本理念は表 3.2-38 に示すとおりである。

表 3.2-38 会津若松市環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受
2	環境の保全及び創造
3	地球環境保全の自主的かつ積極的な推進

〔「会津若松市環境基本条例」（平成 9 年会津若松市条例第 18 号）より作成〕

④ 会津若松市環境基本計画

会津若松市では、「会津若松市環境基本条例」（平成 9 年福島県条例第 18 号）第 3 条の基本理念に基づき、平成 26 年 3 月に「会津若松市環境計画」（会津若松市、平成 26 年）策定した。市総合計画を環境面から実現する、環境行政の最上位の計画の役割を有している。計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間で、平成 30 年度により実効性が高いものとなるよう現行計画の中間見直しを行い、改訂版である「会津若松市第 2 期環境基本計画」を策定した。望ましい環境像として「土・水・緑 そして人共に創るスマートなまち 会津若松」が掲げられており、環境の将来像の実現に向け、表 3.2-39 に示すとおり基本目標と個別目標が設定されている。

表 3.2-39 「会津若松市第 2 期環境基本計画（改定版）」における基本目標と個別目標

基本目標	個別目標
きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる	空気や水がきれい安心して暮らせるまち環境と生活スタイルが調和した快適なまち放射能の不安のない安心なまち
緑豊かで、住んでいて心地よく、人と自然が共生するまちをつくる	豊かな自然環境を守り、育てるまち美しい里山と農地を守り、活かすまち猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち
地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる	再生可能エネルギーの地産地消ができるまちみんなで CO2 を減らすまち 再生可能エネルギーと ICT を活用したまち 「もったいない」が息づくまち
環境保全をともに学び協働するまちをつくる	みんなで考え、みんなで学ぶまち 協働の輪を広げ、環境にやさしいまち

〔「会津若松市第 2 期環境基本計画（改定版）」（会津若松市、平成 30 年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-40 及び図 3.2-16 に示すとおりであり、「磐梯朝日国立公園」が指定されている。なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海城公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。

特別地域や海城公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-40 自然公園の概要

(単位：ha)

名称（指定年月日）	総面積 (陸域のみ)	特別保護 地区	特別地域			普通地域
			第 1 種	第 2 種	第 3 種	
磐梯朝日国立公園 (昭和 25 年 9 月 5 日)	186,375	18,338	32,610	51,891	69,447	14,089

〔「日本の国立公園」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定により指定された自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

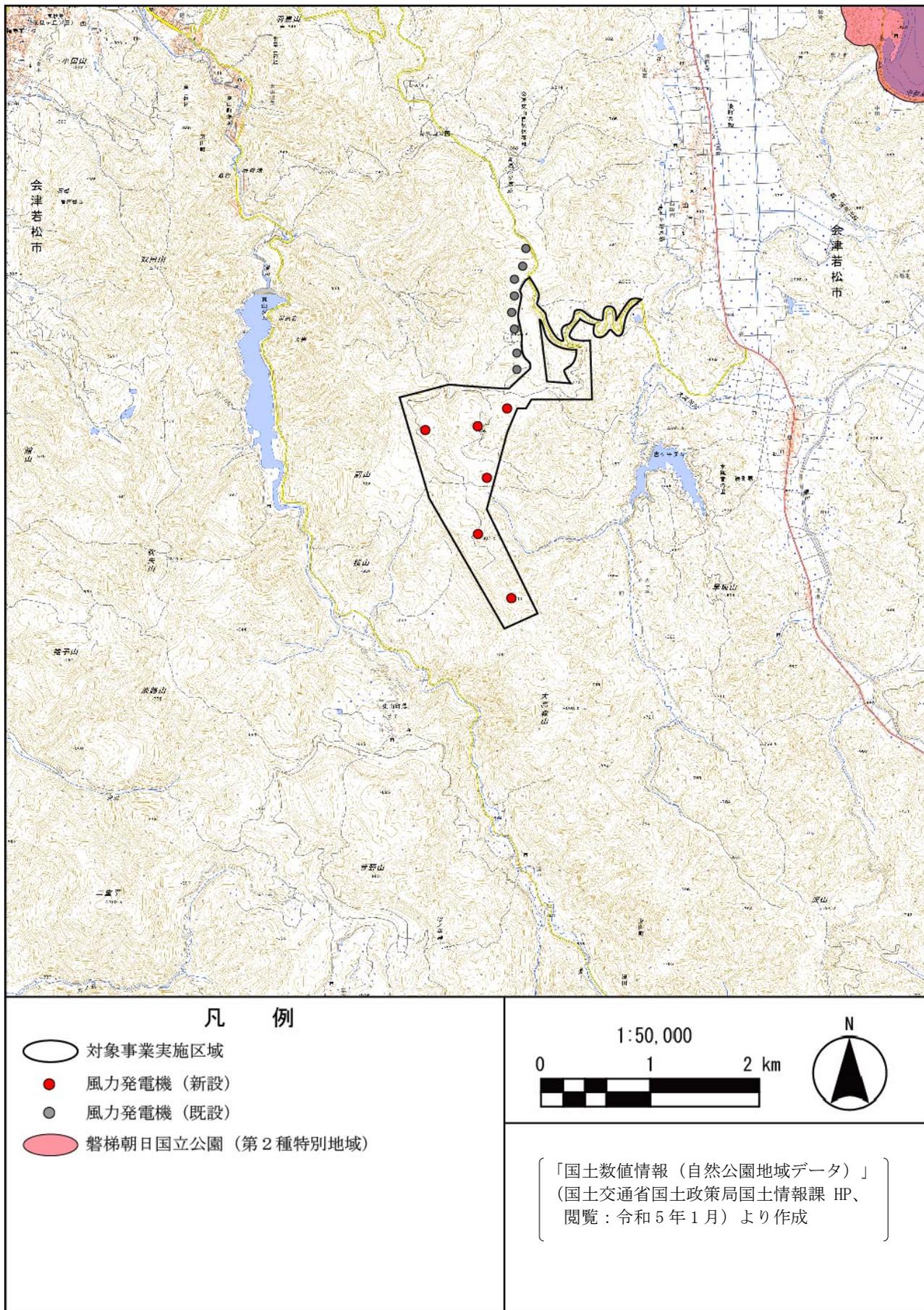


図 3.2-16 自然公園の状況

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-41 及び図 3.2-17 に示すとおりである。

表 3.2-41 鳥獣保護区の指定状況

名 称	指 定 区 分	面積 (ha) ()は特別保護地区の面積	所 在 地	期 限
飯盛山	森林鳥獣生息地	699 (53)	会津若松市	令和 14 年 10 月 31 日
小田山	森林鳥獣生息地	300	会津若松市	令和 18 年 10 月 31 日
吉ヶ平ダム	身近な鳥獣生息地	206	会津若松市	令和 15 年 10 月 31 日
猪苗代	集団渡来地	10,450	猪苗代町、会津若松市、 郡山市	令和 6 年 10 月 31 日

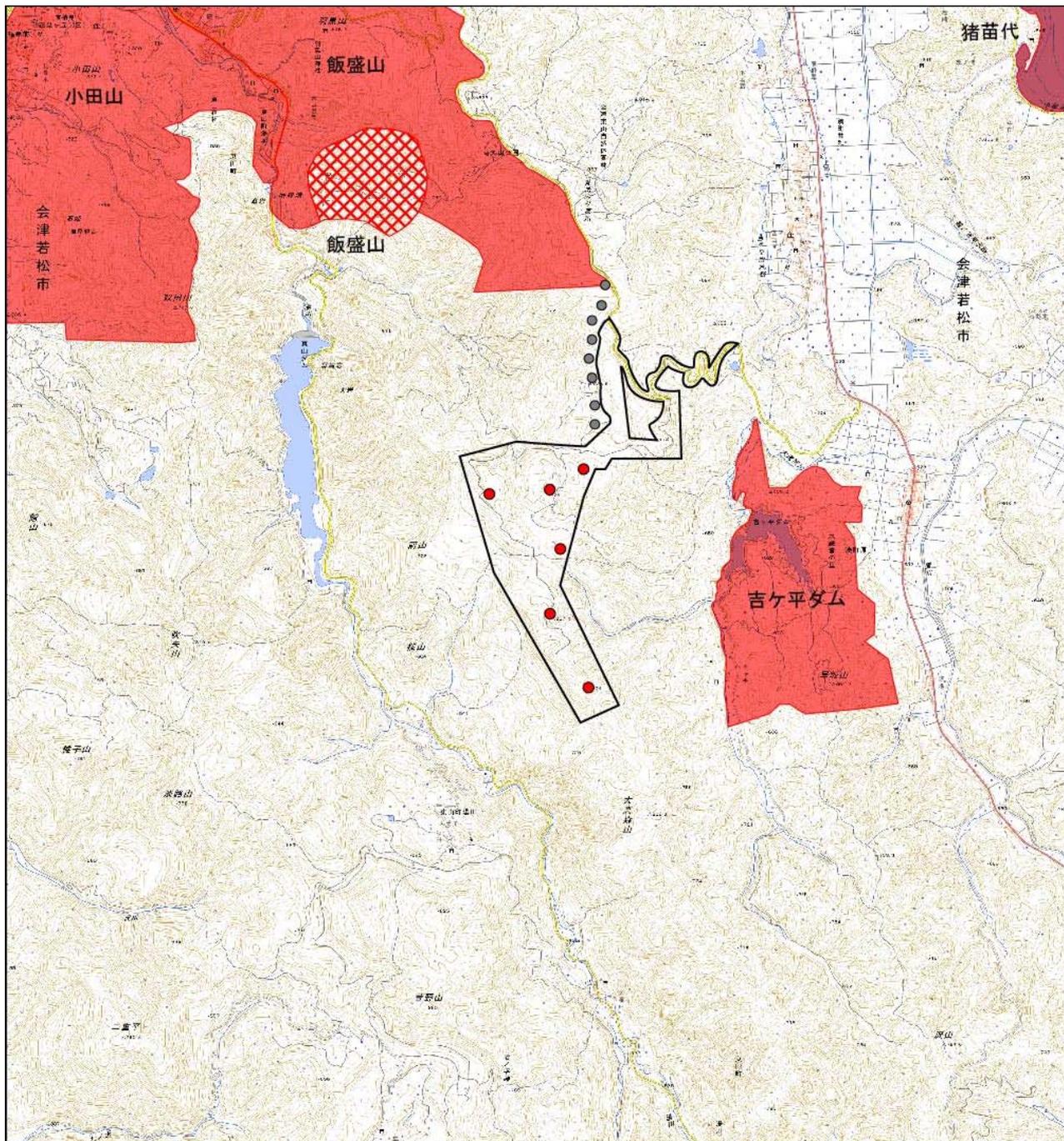
〔(令和元年度)福島県鳥獣保護区等位置図〕(福島県、令和元年)より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定により指定された生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

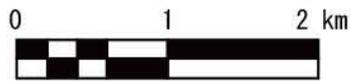
対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機 (新設)
-  風力発電機 (既設)
-  鳥獣保護区
-  特別保護区

1:50,000



「国土数値情報（自然公園地域データ）」
 (国土交通省国土政策局国土情報課 HP、
 閲覧：令和5年1月)
 「(令和元年度) 福島県鳥獣保護区等位置図」
 (福島県 HP、閲覧：令和5年1月) より作成

図 3.2-17 鳥獣保護区等の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「福島県文化財保護条例」（昭和 45 年福島県条例第 43 号）、「会津若松市文化財保護条例」（平成 6 年会津若松市条例第 2 号）に基づく史跡、名勝、天然記念物は、表 3.2-42 及び図 3.2-18 に示すとおりである

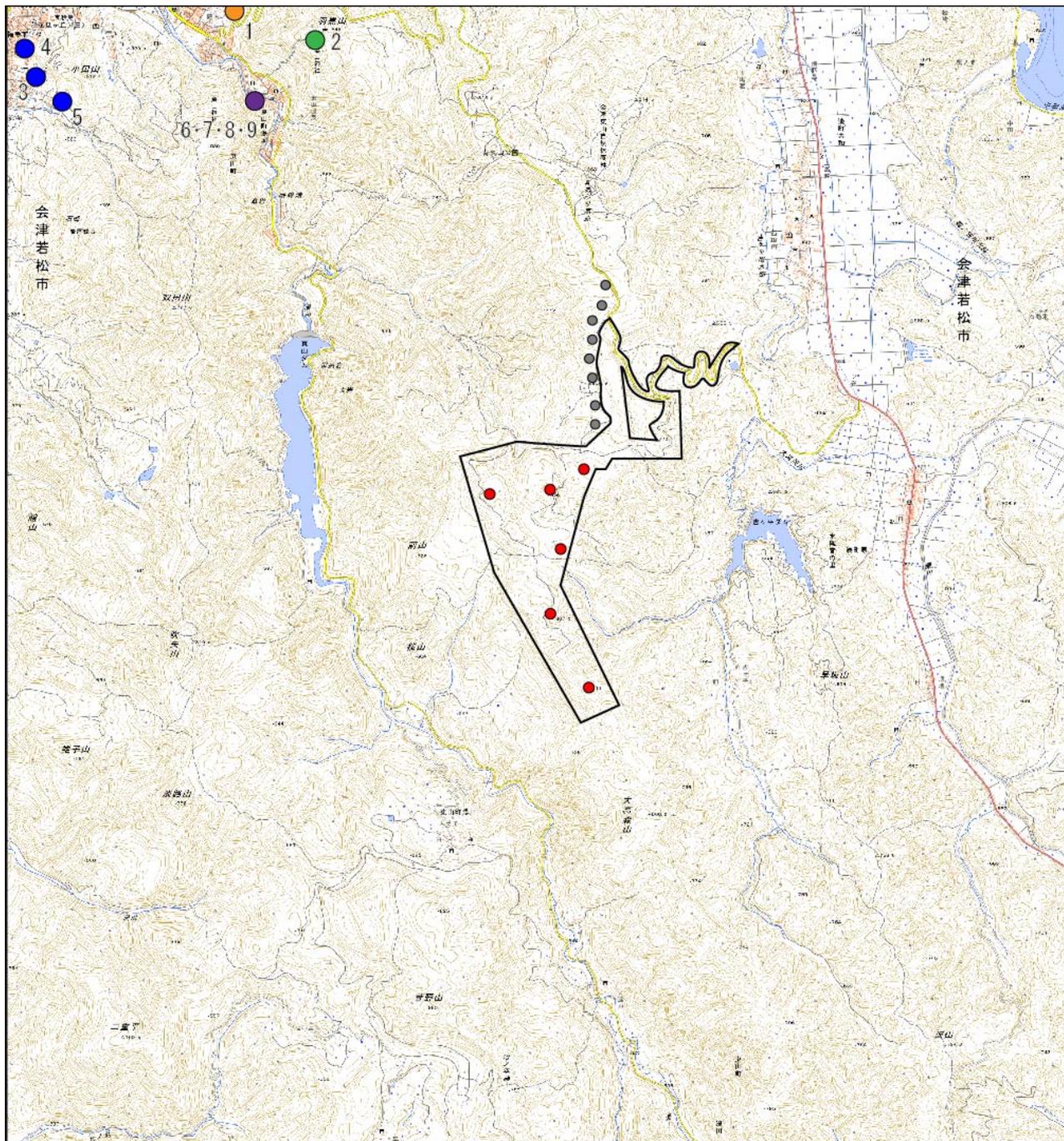
また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-43 及び図 3.2-19 に示すとおりであり、対象事業実施区域の周囲に点在している。

表 3.2-42 史跡、名勝、天然記念物の状況

番号	指定区分	種別	名称	所在地
1	国	史跡	会津藩主松平家墓所 (院内御廟)	会津若松市東山町石山字墓山甲
2	福島県	重要文化財 (彫刻)	銅造聖観音菩薩立像	会津若松市東山町湯本 羽黒山湯上神社
3	会津若松市	有形文化財 (建造物)	善龍寺の山門	会津若松市北青木 13-32 善龍寺
4		天然記念物	建福寺境内のシダレザクラ	会津若松市建福寺前 7-3 建福寺
5		記念物(史跡)	旧会津藩大窪山共同墓地	会津若松市門田町大字黒岩字大窪山
6		登録有形文化財	向瀧玄関	会津若松市東山大字湯本字川向
7			向瀧はなれ	会津若松市東山大字湯本字川向
8			向瀧客室棟 (花月の間、梅の間ほか)	会津若松市東山大字湯本字川向
9			向瀧客室棟 (会議室、菊の間ほか)	会津若松市東山大字湯本字川向

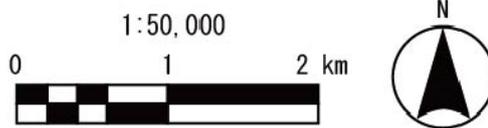
注：表中の番号は、図 3.2-18 中の番号に対応している。

〔「会津若松市内の文化財」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「ふくしまの文化財情報」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機 (新設)
-  風力発電機 (既設)
-  国指定文化財
-  福島県指定文化財
-  会津若松市指定文化財
-  登録有形文化財



「会津若松市内の文化財」(会津若松市 HP、
 閲覧：令和 5 年 1 月)
 「ふくしまの文化財情報」(福島県 HP、閲覧：
 令和 5 年 1 月) より作成

図 3.2-18 史跡、名勝、天然記念物の状況

表 3.2-43 周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
西田面 A 遺跡	会津若松市湊町共和字西田面	散布地	縄文
西田面 B 遺跡	会津若松市湊町共和字西田面	散布地	平安
西田面 C 遺跡	会津若松市湊町共和字西田面	散布地	縄文
西田面 D 遺跡	会津若松市湊町共和字西田面	散布地	縄文
西田連柵跡	会津若松市湊町共和字西田面	城館跡	中世
二ツ谷遺跡	会津若松市湊町共和字二ツ谷	散布地	平安
千刈遺跡	会津若松市東山町川渡字千刈	散布地	縄文
銭神遺跡	湊町共和字館山	散布地	縄文
藁ヶ柵遺跡	湊町共和字西田面	散布地	奈良・平安
坊主山遺跡	湊町原	散布地	縄文
熊の堂遺跡	湊町原	散布地	縄文
原 A 遺跡	湊町原	散布地	縄・奈・平
原 C 遺跡	湊町原	製鉄・散	縄文・中世
墓地下遺跡	湊町原瀉字堰場	散布地	平安
山田 A 遺跡	湊町原瀉字山田	散布地	縄文
宇都野 A 遺跡	湊町原字宇都野	製鉄・散	縄・奈～中
宇都野 B 遺跡	湊町原字宇都野	製鉄・散	縄文・中世
宇都野 C 遺跡	湊町原字宇都野	製鉄・散	縄文・中世
小滝原遺跡	湊町原字堰場	散布地	縄文
原館山跡	湊町原字館山	城館跡	中世
五輪壇遺跡	湊町原字五輪壇	散布地	縄文
坂本供養碑	湊町原字坂本	石造物	中世
大平 A 遺跡	湊町原字大平	散布地	平安
居穴遺跡	湊町静瀉字居穴	散布地	平安
地間 A 遺跡	湊町静瀉字地間	散布地	縄文
地間 B 遺跡	湊町静瀉字地間	製鉄跡	中世

〔「会津若松市教育委員会資料」（令和 2 年 10 月）より作成〕

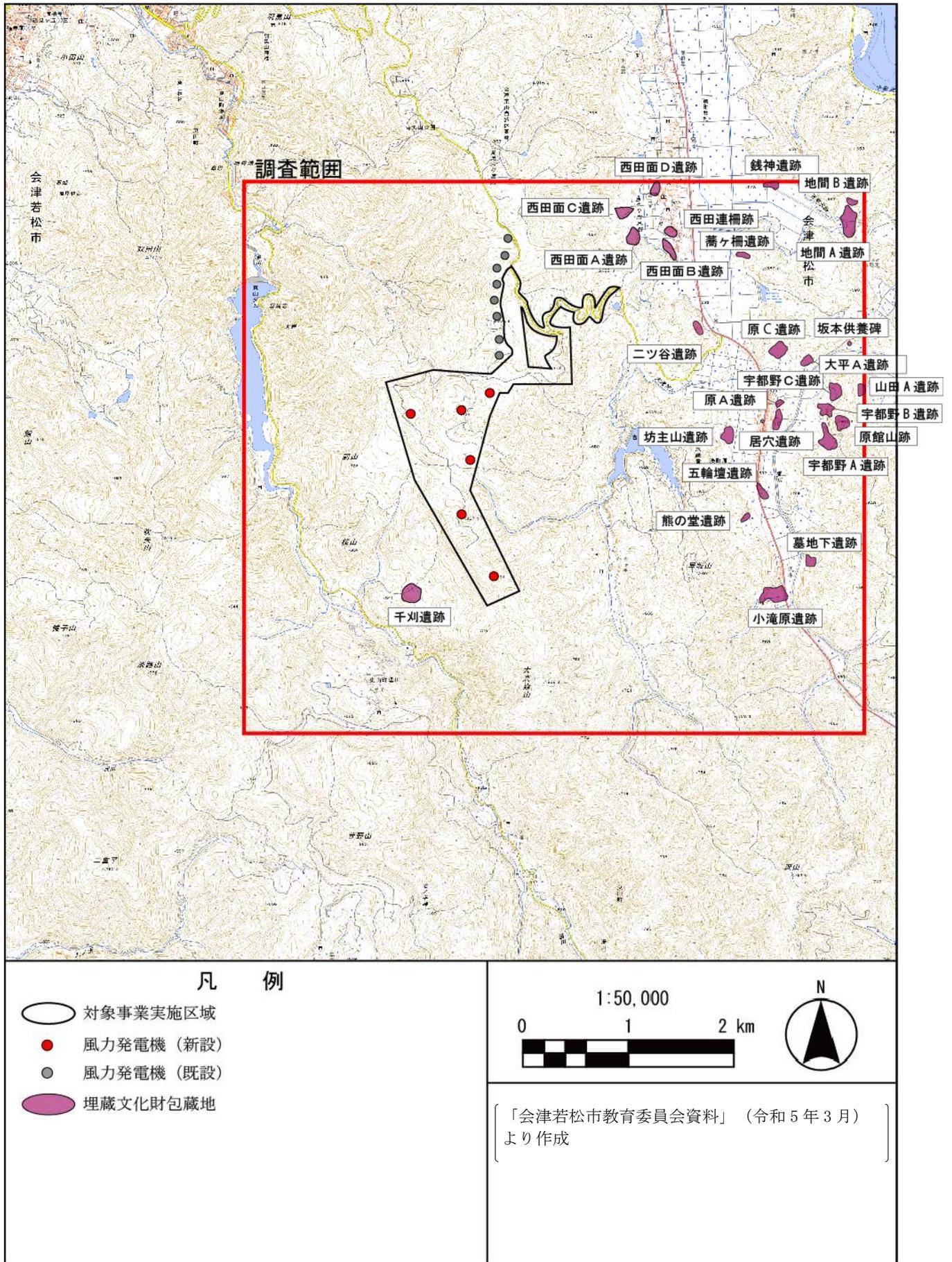


図 3.2-19 周知の埋蔵文化財包蔵地

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく景観計画区域について、会津若松市の全域が景観計画区域となっている。景観計画区域図は図 3.2-20 に示すとおりである。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）により指定された風致地区は図 3.2-21 に示すとおりである。

(4) 国土防災関係

① 保安林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-22 に示すとおりであり、対象事業実施区域に保安林が存在する。

② 砂防指定地の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定された砂防指定地は図 3.2-23 に示すとおりである。

③ 土砂災害警戒区域等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域等は図 3.2-24 に示すとおりである。

④ その他

対象事業実施区域及びその周囲における土砂災害危険箇所等は図 3.2-25 に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周囲における山地災害危険地区は図 3.2-26 に示すとおりである。

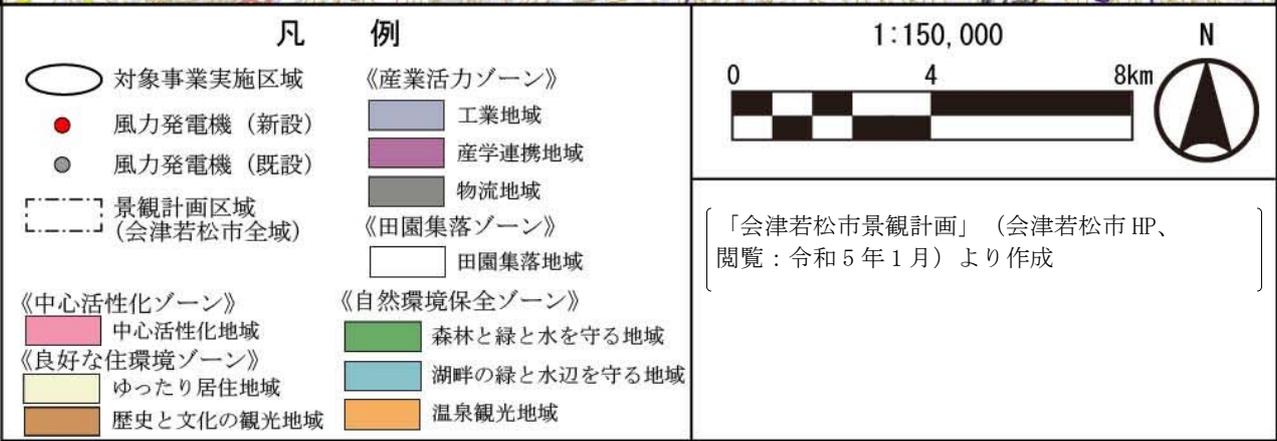
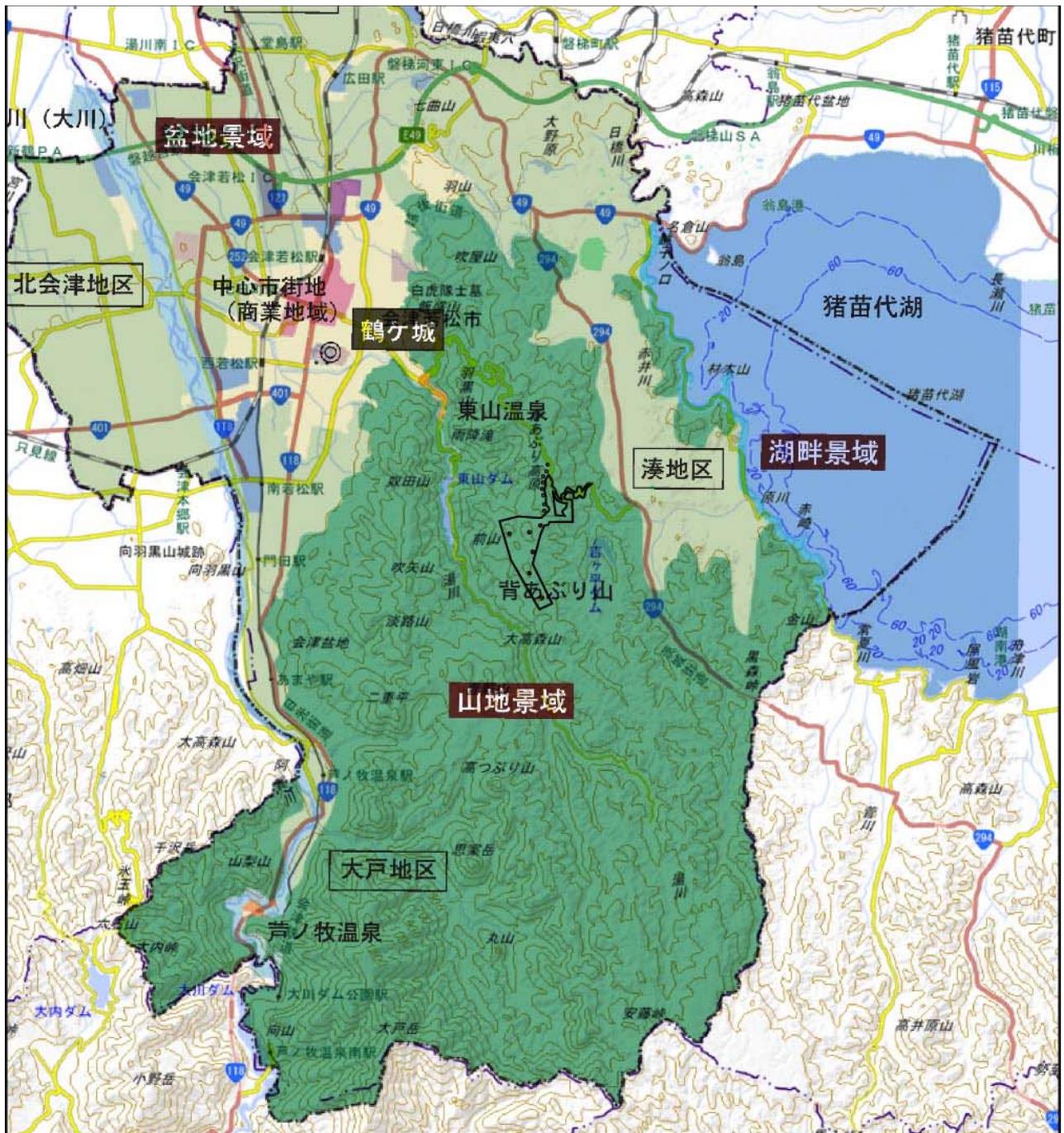
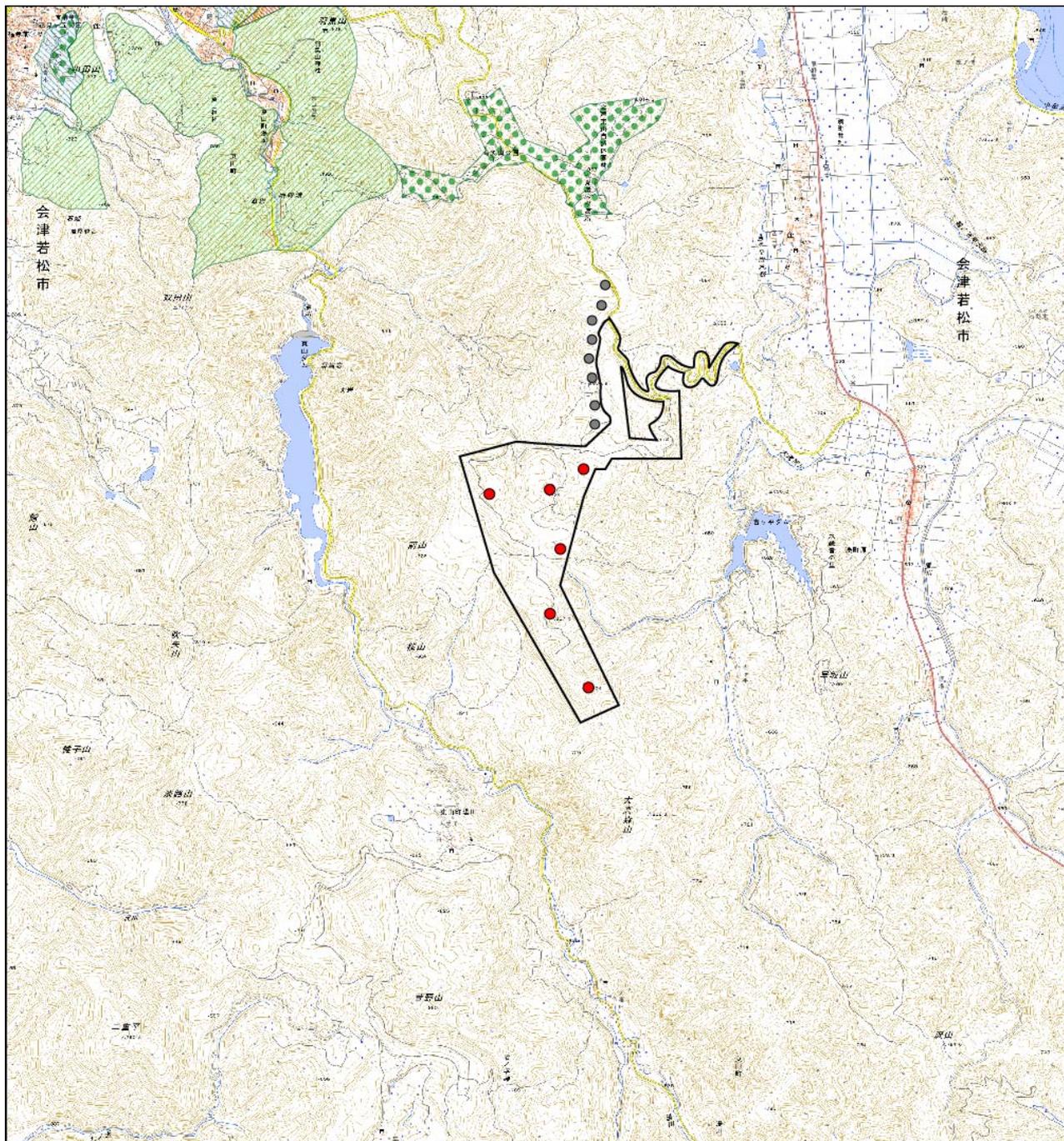


図 3.2-20 景観区域等位置図



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機 (新設)
-  風力発電機 (既設)
-  第一種風致地区
-  第二種風致地区
-  第三種風致地区
-  風致公園

1:50,000



「会津都市計画総括図」
(会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成

図 3.2-21 風致地区の状況

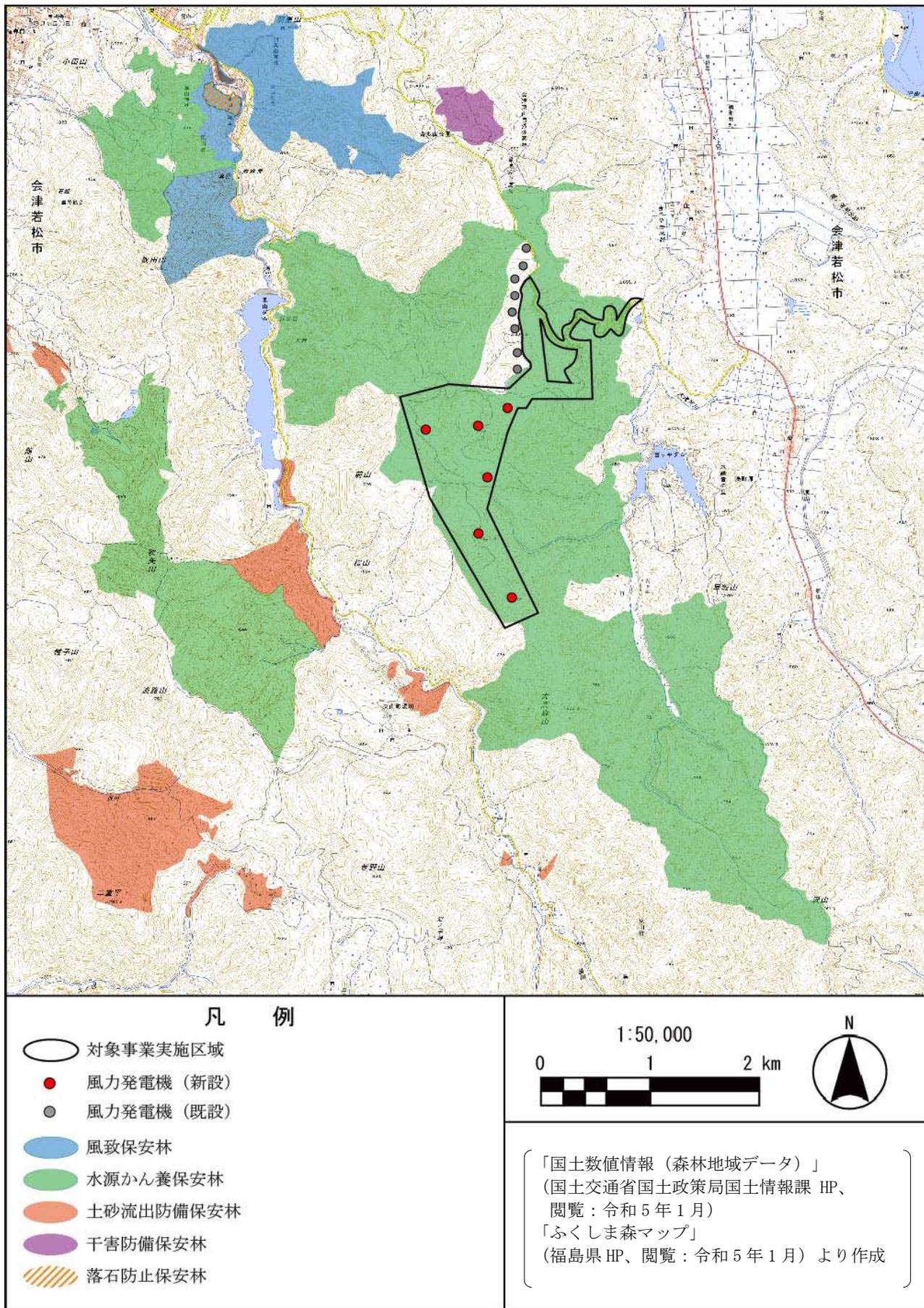


図 3.2-22 保安林の指定状況

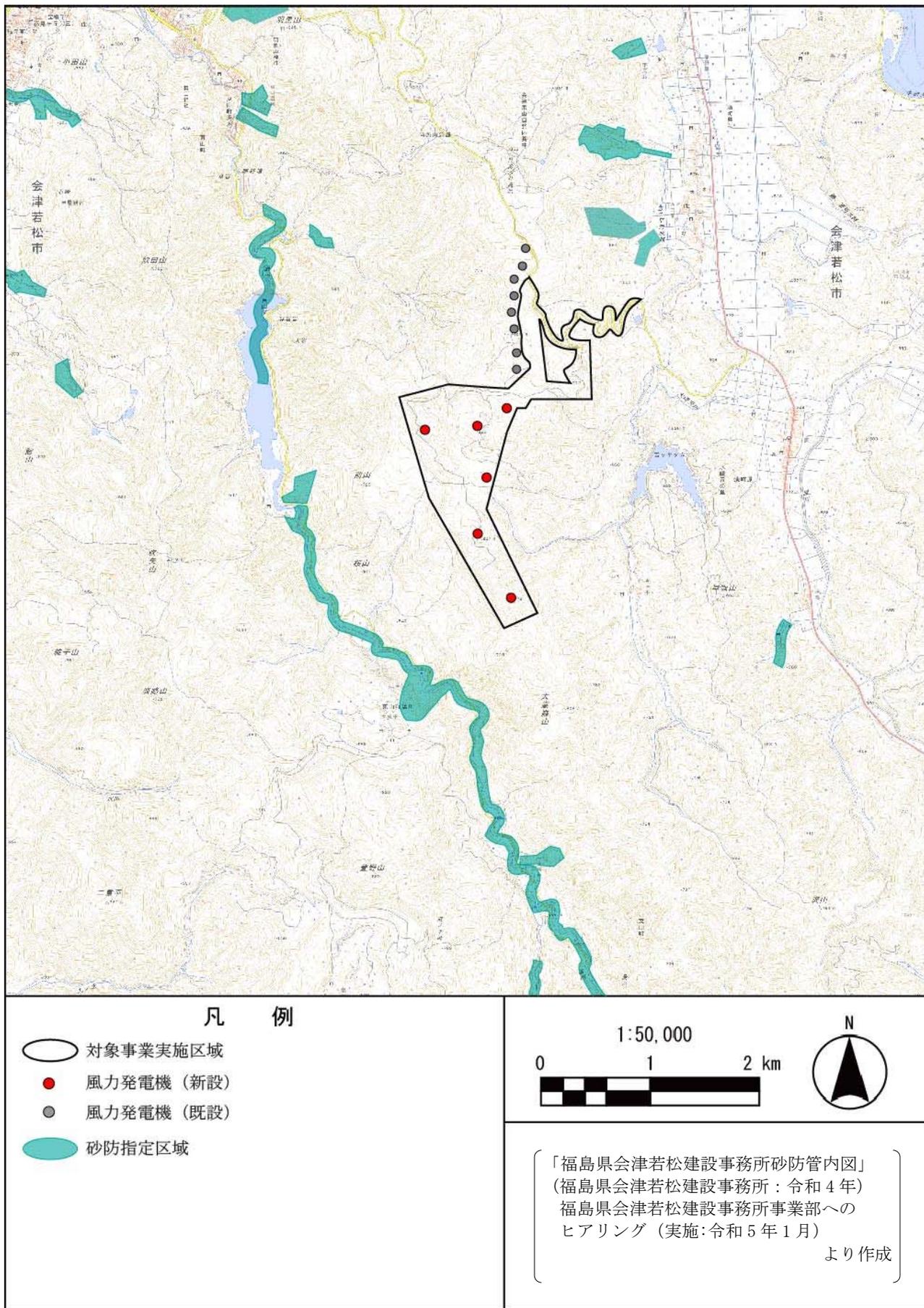


図 3.2-23 砂防指定地の指定状況

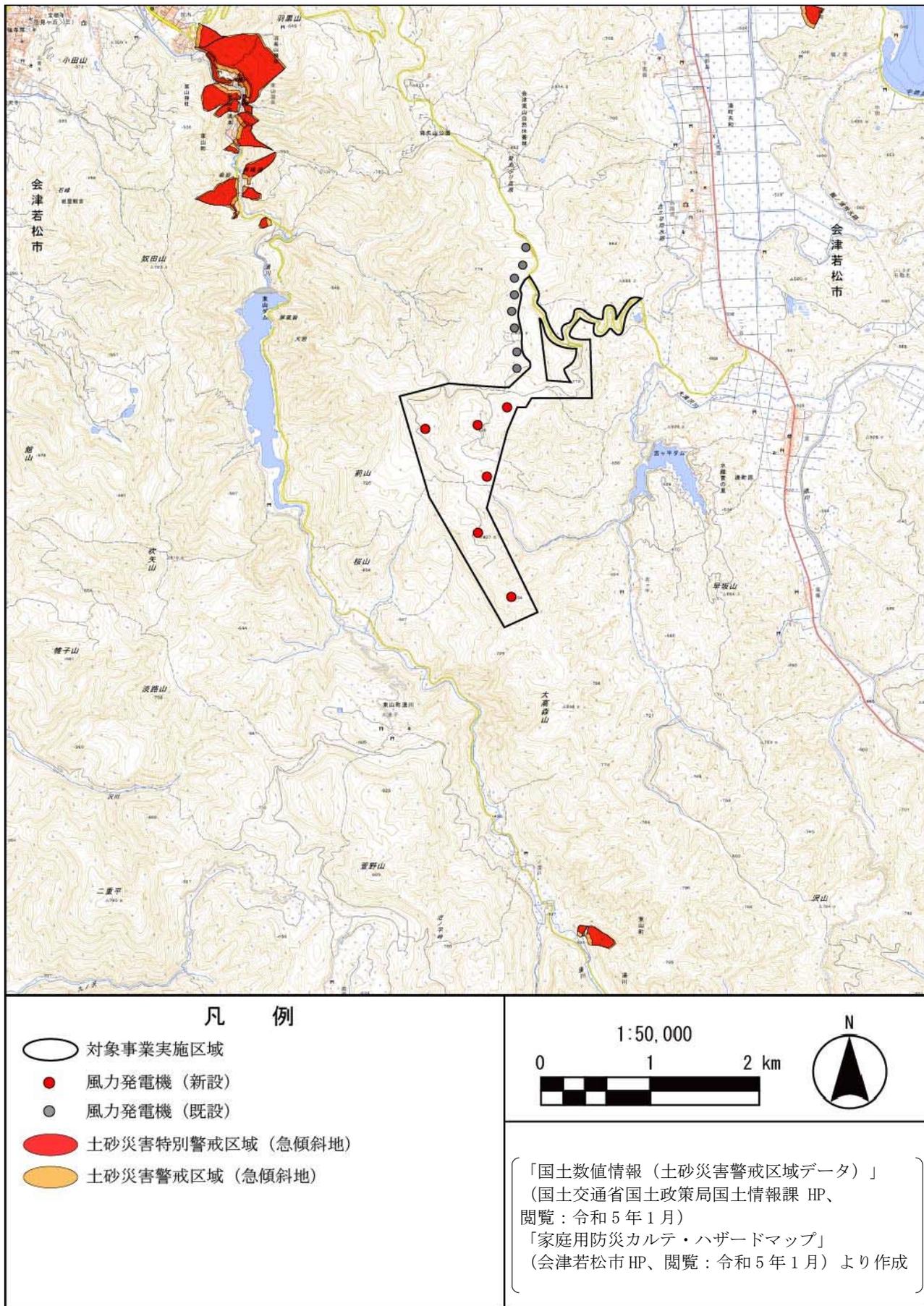


図 3.2-24(1) 土砂災害警戒区域(急傾斜地)等の指定状況

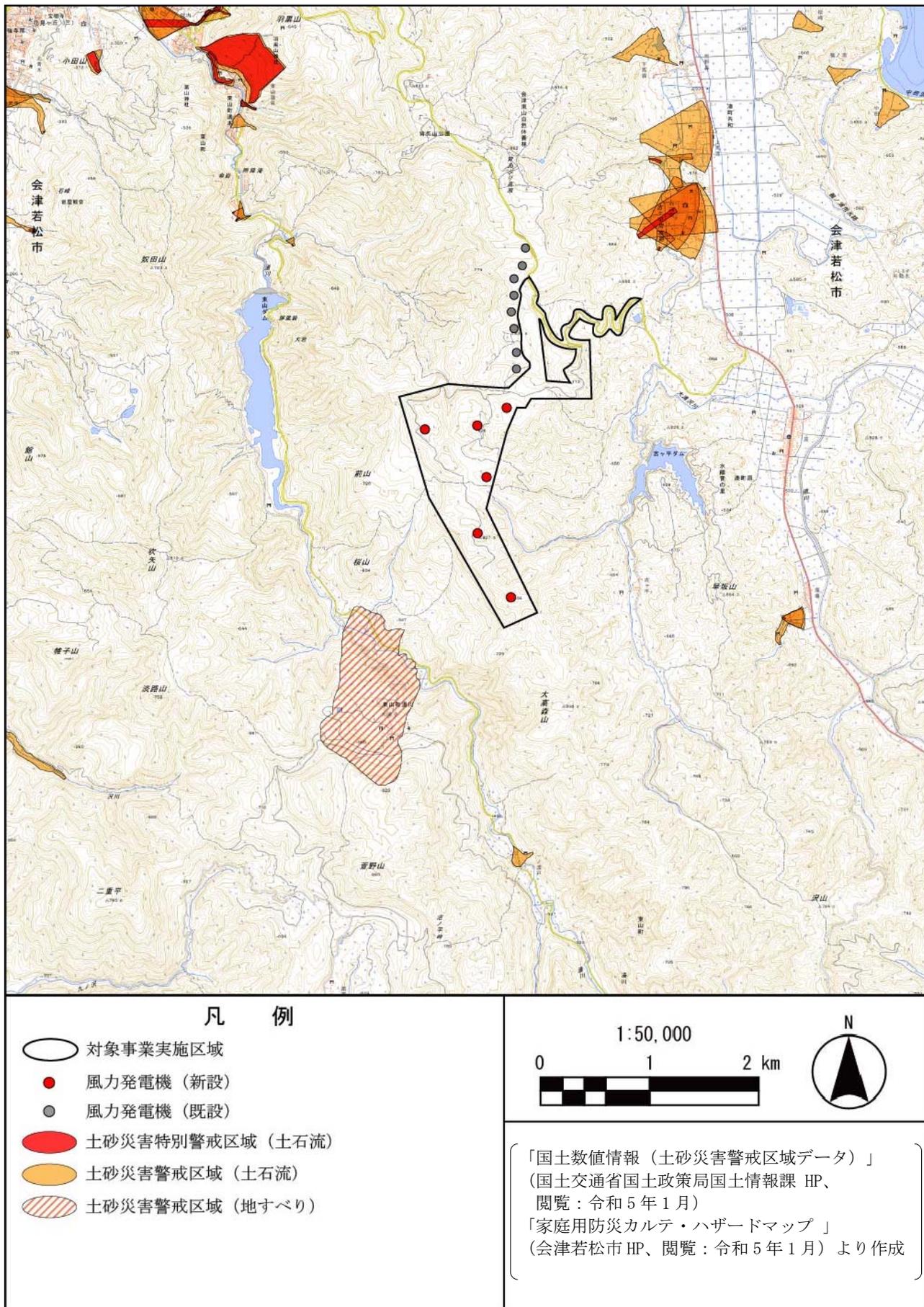
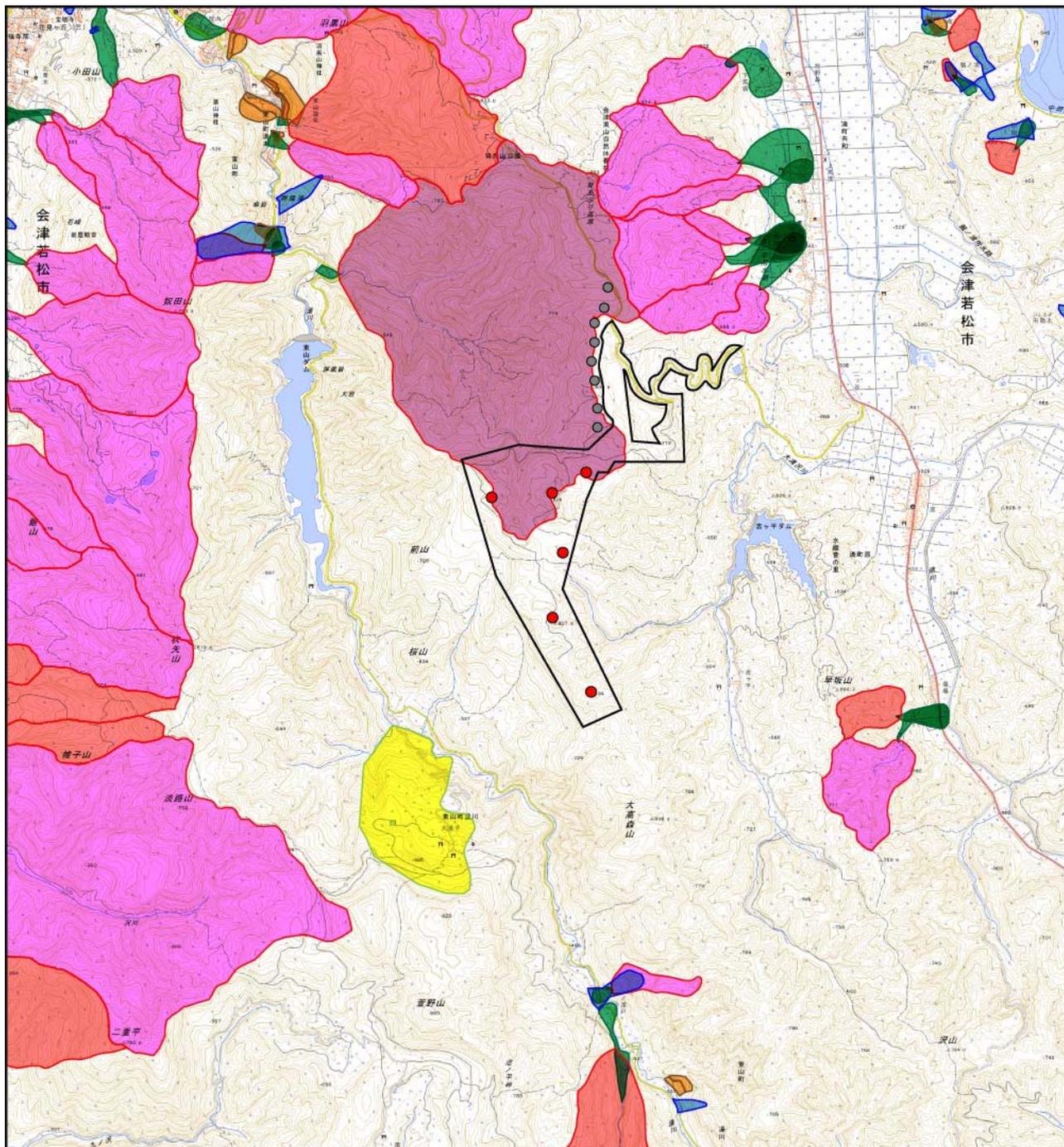


図 3.2-24(2) 土砂災害警戒区域(土石流)等の指定状況



凡 例

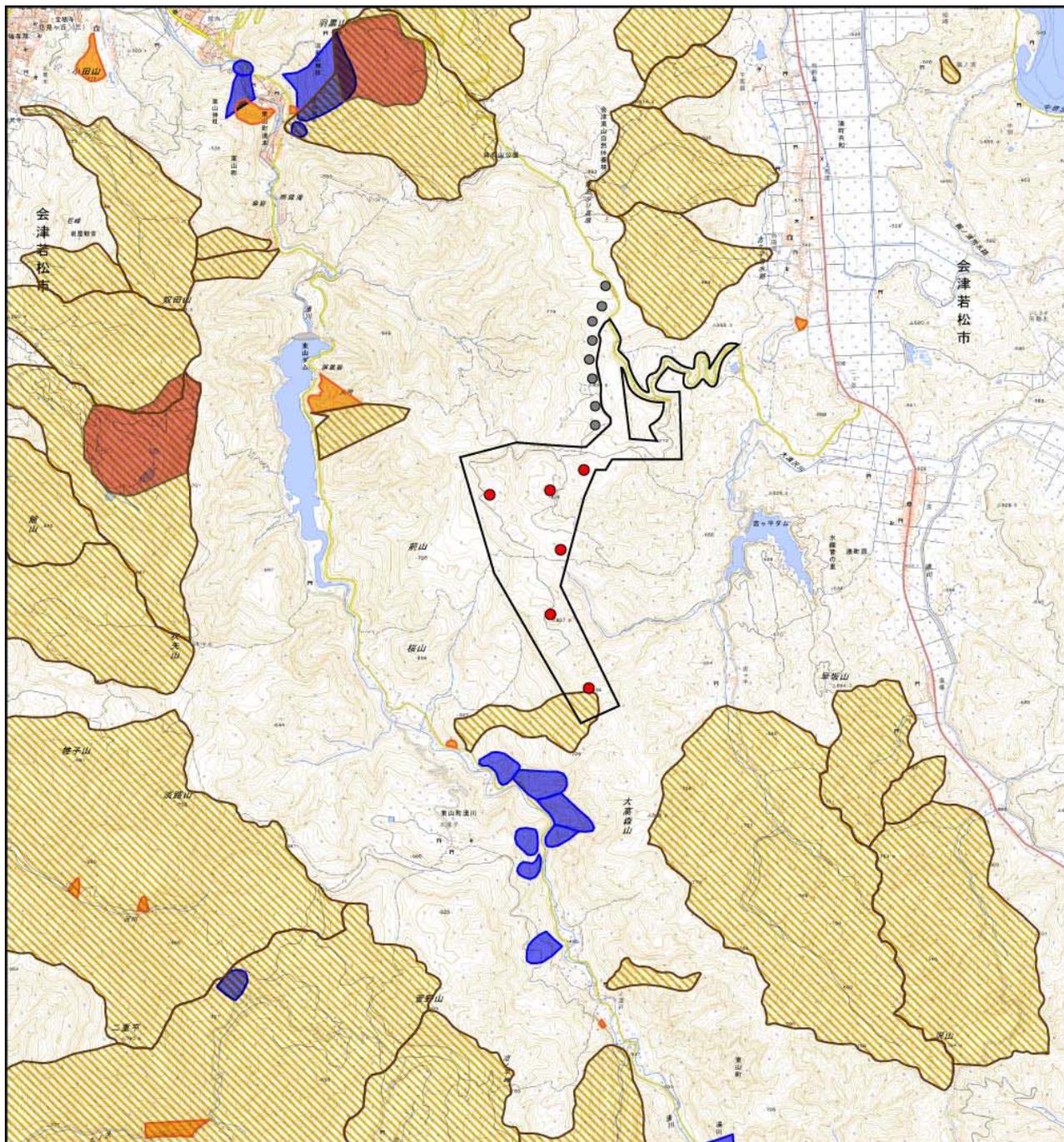
-  対象事業実施区域
-  風力発電機 (新設)
-  風力発電機 (既設)
-  土石流危険渓流 (ランク1)
-  土石流危険渓流 (ランク2)
-  土石流危険渓流 (ランク3)
-  土石流危険区域
-  急傾斜危険箇所
-  地すべり危険箇所
-  雪崩危険箇所

1:50,000



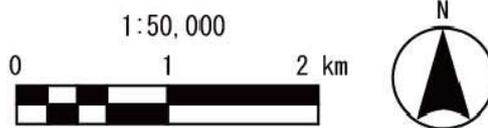
「福島県河川流域総合情報システム」
(福島県HP、閲覧：令和5年1月)より作成

図 3.2-25 土砂災害危険箇所等の分布状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機 (新設)
-  風力発電機 (既設)
-  崩壊土砂流出危険地区集水区域
-  山腹崩壊危険地区
-  地すべり危険地区
-  なだれ危険箇所



「ふくしま森マップ」
 (福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
 「環境アセスメントデータベース」
 (環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成

図 3.2-26 山地災害危険地区の分布状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況のまとめを表 3.2-44 に示す。

表 3.2-44 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			会津若松市	対象事業 実施区域及 びその周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○
		農業地域	○	○	○
	都市計画法	森林地域	○	○	○
		都市計画用途地域	○	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×
		水域類型指定	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×
	振動規制法	規制地域	○	○	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×	×
	工業用水法	規制地域	×	×	×
建築物用地下水の 採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	○	○	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	○	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の 保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 の適正化に関する法律	鳥獣保護区及び特別保護地区	○	○	×
絶滅のおそれのある野生動植物 の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的 に重要な湿地に関する条約	国際的に重要な湿地に係る登録簿に 掲げられる湿地	×	×	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
	都市計画法	風致地区	○	○	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり災害警戒区域	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	○	○	×
		土砂災害特別警戒区域	○	○	×
	福島県公表	土石流危険渓流	○	○	○
		急傾斜危険箇所	○	○	×
地すべり危険箇所		○	○	×	
雪崩危険箇所		○	○	×	
	山地災害危険地区	○	○	○	

注：○；指定あり、×；指定なし